

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ） （ 26. 3 定 ）			
日 時	平成 2 6 年 9 月 1 1 日 （ 木 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	秋元委員長、佐々木（秩）副委員長、千葉・安斎・川畑・酒井・濱本・中島・山田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました秋元です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございます。委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様におきましては、昨日からの悪天候に伴う警報の発令に対する対応などで大変にお疲れのこととは思いますが、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には、佐々木秩委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○中島委員

◎条例の立案方式について

それでは、最初に条例の立案方式について質問いたします。

議案第27号と第28号については、厚生常任委員会に付託されていますので、内容についてここで質疑するわけにはいきませんが、いわゆる条例の形式についてお聞きします。

今回、提案されている条例の形式は、一部独自規定と厚生労働省令の読替えを盛り込んだほかには内閣府令、厚生労働省令に定める、こういうふうにあります。小樽市では、このような方式をとった条例はほかにあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

今回の条例の形式ですけれども、一般的にはリンク方式と呼ばれているものでございます。これは政省令を特定し、これを引用する旨を規定して、当該条例には逐一具体的な基準は規定しないという形になっているものでございます。これに対するものがコピー方式というもので、政省令で定める基準をそのまま条例の中に改めて逐一規定するというものでございます。

今回の条例は、このリンク方式というのを採用したものでございまして、小樽市の条例ということに限っていいますと、政省令そのままを引用するという内容のものはないというふうに認識しております。

○中島委員

初めてこの方式をとったということですね。

確認しますけれども、国の政省令が改定されたときに、市の条例は、コピー方式であるかどうかという形になりますか。

○（総務）総務課長

政省令を確認して、その当該条文、条例上の規定を政省令に合う形で逐一改正するというもので、その都度、議会に議案として提出するという形になります。

○中島委員

それでは、今回提案されている議案第27号、第28号のようなリンク方式の場合にはどういう形になりますか。

○（総務）総務課長

政省令の改正内容を見た上で、条例改正が必要だと、つまり小樽市で独自の基準をつくる必要があると判断したときには、コピー方式と同様に一部改正条例案を議案として提出するという形になりますが、条例改正の必要がないと判断した場合には、特段、条例改正の議案を上げるということになりませんので、何もしなければそのまま国の基準どおり変わっていくということになります。

○中島委員

この問題は代表質問でも取り上げて質問をした経過がありますから、同じ話だと思います。

つまり、国の政省令の変更に連動して、小樽市の条例がよくも悪くも自動的に変わってしまうと、そういうことになります。市民や小樽市の実態を踏まえた小樽市の条例ということについてはどういう議論がされたのでしょうか。

今回、この新しい方式を導入するに当たって、それでは小樽市独自、小樽市の状況を反映するという立場でいけばどうなのだと、そういう議論はされたのかどうか、このあたりについてお聞かせください。

○（総務）総務課長

政省令の中身で、小樽市独自の部分を盛り込むかどうかという部分については、原部で精査して判断させていただいておりますので、今回、この形式の立案をしたということにつきましては、基本的には、その政省令に従うべき基準が非常に多くありまして、参酌基準というのもあるのですけれども、そういう中で政省令の文言をそのまま条例に引っ張ってきて、物によっては百何十条とか200条近い条文もあるわけですから、それが果たしてどうなのかというところの議論がございまして、他都市の状況を見させていただいたときに、このリンク方式を採用しているところが見受けられたということもありまして、今回、こういう形で提案させていただいたということでございます。政省令の中身のチェックにつきましては、もちろん原部でさせていただいております。

○中島委員

私の質問に正確に答えていませんよね。要するに、国の政省令の変更が自動的に小樽市の条例に連動して変わってしまっ、議会で報告する必要もなければ議決もする必要がないという事態が起きる、そういうことを認識してこういう形をとったのかと、そういう意味での議論はしたのかと聞いているのです。

○（総務）総務課長

自動的に変わるということでございますけれども、政省令の改正があった場合には、当然、逐一その内容が妥当かどうかということを判断させていただきます。改正が必要だということであれば一部改正案を出させていただくということになりますので、自動的にということではないのかというふうには思っております。

○中島委員

代表質問での答弁では、政省令の変更があった場合には、議会への情報提供のルール化について、今後、検討するというもおっしゃっていましたが、このあたりは具体的に、いつまでにどうするつもりなのか、話し合いはされているのか、その中身についてお知らせください。

○（総務）総務課長

ルール化の具体的内容ということでございますけれども、現時点では、リンク方式の条例を採用した場合に、国の政省令の改正があったときには次の定例会の委員会で、改正内容等について、その都度報告をさせていただくということで考えているところでございます。

先ほども申し上げましたが、政省令の改正があつて小樽市独自の基準が必要と判断される場合には、今回のようなリンク方式の条例でありまして、条例の一部改正議案を提出させていただくことになりますし、国と同じ基準で差し支えないと判断した場合であっても、所管の委員会への報告をルール化するというので、議会で御審議いただく機会は確保されるものというふうに考えております。

このルール化につきましては、今後、他部署で所管する条例案も想定されますことから、全庁的な合意形成をさせていただいた上で、改めまして議会に相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、遅くとも次の第 4 回定例会までには整理させていただきたいというふうに考えております。

○中島委員

この条例を出すときに、本来ならそこまで説明をして出すのが本当ではないですか。

議会での質問の中で問題点が指摘されて、そういう内容についても考えなければならないとなったというのが事実ではないですか。何も考えないで国の政省令に連動するリンク方式の条例案を出した、小樽市の実態はそうではないかと私は思いますけれども、こういうことをすると、結果的には報告はされるかもしれません。議会は、それに対して議論もできるかもしれません。しかし、議決はできません。そうすると、会派としての立場を明確にする、そういう場所がないわけです。市民の代表としての議員の立場が表明されないまま、国の政省令どおりに決まっていくと、そういうことが起きて当然だと思うのか、私は非常に議会への権利侵害だと思います。

市長は、そういう意味でこういうことになると、了解した上でこの議案を出したのですか。市長にお聞きます。

○（総務）総務課長

私から答弁をさせていただきたいと思います。

あくまでも私どもとしては、当初、立案のテクニックということで考えていたところもございまして、今回のこのリンク方式というのを採用させていただいたということでございます。先ほど申し上げましたルール化ということによりまして、議会への情報提供というのは確実になされるというふうに思っておりますし、報告をさせていただきますと、当然、議会審議の中で一般質問という形で取り上げていただいて、それについての態度というのは表明していただける場も確保できるというふうに考えておりますので、そういう形で御理解いただければと思います。

○中島委員

私は市長に聞いたかたのですが、市長が答えたくないというなら別ですが、答えていただけるようでしたら市長にも答えていただきたいと思います。

さらに、地方自治のあり方からいっても、議会に報告だけして、議決は必要ないという形で国と連動する自治体の条例がどんどん増えていくというのは、歓迎できないと私は思っています。

それで、改めてお聞きますけれども、この小樽市の条例として、今回、提出されたものについてはもうやめて、改めて条文を明記した、そういう条例を出し直すべきだと思いますが、この点についてはいかがですか。

○（総務）総務課長

今回のリンク方式を採用するに当たりましては、やはりコピー方式とのメリット・デメリットの比較ということもさせていただいた中で、立案上のテクニックということで採用させていただいたものでございます。コピー方式の場合ですと、条文数が非常に多くなって、逆にわかりづらいというような意見もございますし、そのほか、小樽市の独自規定がどこにあるのかというのが、見てもすぐには全然わからないという状況になるということもあります。逆にリンク方式ですと、条文自体が非常に簡潔であるということと、小樽市の独自規定がすぐに見てわかるということになっていきますので、政省令の条文数にもよるかと思いますが、その政省令の内容によっては今後こういう形も採用していくことも、やはり引き続き考えていきたいというふうには思っております。

○中島委員

この項目についてはもう終わりますけれども、しかし、これから先もこういうことはやるのだとおっしゃっていますが、それでは議会の立場、地方自治のあり方、そういうのはどうなるのでしょうか。何でも国と同じでいいとおっしゃる方ばかりかもしれませんが、それではまずい、困るという方もいるのではないですか。

私たちは、そういう点では国民の意見を反映する場をきちんと確保するということが必要だと思うのです。そういう意味で、議会の構成は各会派が市民の代表として参加しているのです。そういう議会のあり方をきちんと保障

するという立場が必要だと思いますし、また引き続き、何でも国が決めたことは地方自治体もそのまま従いますと、賛同しますと、そういうことを前提とした条例づくりについてはいかがなものかと私はと思いますが、意見だけ述べておきます。

◎国民健康保険事業特別会計について

次に、国民健康保険の特別会計について、何点かお聞きします。

3 億 716 万円の積立金が補正予算にも計上されています。代表質問では、第 3 回定例会補正後の基金残高が 3 億 955 万円になると答弁されておりますが、私たち共産党は、第 1 回定例会のときに予算修正案を出しております。国保世帯、1 世帯につき 1 万円の引下げをするための必要額、5,000 円の引下げに必要な額、平成 26 年度は 5,000 円で計算しました。実際に今 3 億円を超えるお金があるわけですが、この国民健康保険料引下げについて、1 世帯につき 5,000 円あるいは 1 万円なりの引下げができると思いますが、このことについてできるかどうかお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

先日の代表質問で市長が答弁しましたが、基金の取崩しにつきましては、保険給付費に不足が生じた場合などに、その財源に充てるということを基本としてございます。

また、医療費につきましては、基本的に増加傾向にありますし、インフルエンザなどが流行しましたら億単位で保険給付費が増加するという場合もございます。もし仮に保険給付費が不足いたしまして、基金でも手当てできないということで赤字になるようなことがありましたら、また翌年度、保険料を上げなければならないということになりますので、事業の円滑な運営ということを考えますと、ある程度基金残高を確保しておく必要があるものと考えております。

（「委員長、質問に答えていませんよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

引下げはできますかという質問だったというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

確かに、残高を見ますと 3 億円以上ありますので、引下げはできるかと思いますけれども……

（「そこでいいです、そこでいいです」と呼ぶ者あり）

○中島委員

代表質問での答弁では、一定額の積立では必要とお答えになっておりました。この一定額というのはどれくらいをめどにして考えていらっしゃるのか、このことをお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

結論から申し上げますと、具体的なめどというものはございません。例年、年末になりますと、国から次年度予算の編成に当たりまして留意事項というのが通知されますけれども、その中で基金の積立についても触れられております。平成 12 年度の通知におきましては、過去 3 年間の保険給付費の平均年額の 5 パーセント以上を積み立てることとされておりました。小樽市に当てはめますと約 6 億円程度ということになりますが、その後、通知の内容が変更されまして、現在では「国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと」という記載になってございます。したがって、明確なめどというものも示されていないという状況でございます。

○中島委員

それでは、小樽市が判断して一定額を決めて保険料を引下げしてもいいのではないですか。そういうことが可能だと思いますが、3 億円を超すときには必ず保険料の引下げに充てるという約束をすとか、検討するとかできないものでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

国保財政というのはいろいろな不安定な要素がございまして、また、これから制度改正なども控えております。例えばですが、平成27年度には、都道府県単位で行っております共同事業のうち保険財政共同安定化事業について対象範囲が拡大されることになっておりますけれども、それによりまして今まで拠出金と交付金の差額、効果額が3億円以上ありましたものが、試算によりますと、2億円ぐらい減るのではないかという見込みが出ております。そういったことも考え合わせますと、ある程度、2億円、3億円ぐらいの余裕を持って基金残高を見るという必要があると考えてございます。

○中島委員

気持ちはわからないわけではないです、何もないよりは少しはあったほうが良いという責任者としての気持ちはわからないわけではありませんが、この資料として提出された小樽市国民健康保険事業運営基金条例の第5条について、何が書いてあるか説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

小樽市国民健康保険事業運営基金条例の第5条でございますけれども、まず条文を読み上げますと、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。」とされております。これは、短期的また長期的な資金運用の基本的なルールを定めた条項でございまして、国保事業の運営資金だけでなく、ほかのほとんどの基金条例にも同様の規定が設けられているところでございます。

○中島委員

代表質問での答弁では、この基金条例にも書いてありますけれども、設置目的は国保事業の健全な確保だとあります。保険給付に不足が生じたときなどの対応と答えていましたけれども、こういう国保会計の健全な運営と第5条とはどういう関係があるのですか。

○（財政）財政課長

基金一般論で答えさせていただきますけれども、こちらに書いている条文というのは、あくまでも運用上の話でございまして、本来の目的に使うのが基本でございしますが、それ以外の部分で、基金を運用する、こちらに書いているとおり、確実な繰戻しの方法ですとか、期間、利率を定めて預ける、その基金の残高を増やすための運用の方法を示しているものでございまして、その中の一つとして歳入歳出予算に計上して繰り入れて運用することのできる、この運用の仕方を記しているところでございます。

○中島委員

市長から一般会計に貸してくれと言われたら、貸すということですね。

○（医療保険）国保年金課長

確かに一般会計への貸付けも可能ということでございますけれども、一般会計への貸付けにつきましては、財政課で市全体の財政状況を見て、国保事業の基金からも借入れが必要と判断した場合には、私ども国保年金課と協議をするということになると思います。

しかし、基本的には、この基金の設置目的は、先ほど委員からもありましたとおり国保事業の健全な運営を確保するということでございますし、国保財政自体が先ほど申し上げましたとおり不安定な要素が多くて、基金に二、三億円ありましてまだ赤字となる可能性がございますので、当面は一般会計へ貸し付ける想定というのはしてございません。

○中島委員

正直言って小樽市の国保財政は長年の累積赤字がありまして、基金どころではなくて、繰上充用で何年も何年もやってきたのです。なければならぬやれる方法は十分御存じだと思います。これ以上国保料を過分に取立て、基

金に積み立てて、一般会計にも貸しますということを市民に言えるのですか。私は、積立金をやめるべきだと思いますし、国保会計としてそういう運用の仕方は認められないと思います。

ですから、この第 5 条については削除を求めますが、いかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

繰返しになってしまいますけれども、現状としては国保財政が非常に不安定だということで、自転車操業的な運営となっておりますので、当面は一般会計に貸す余裕はないということで考えており、また他の基金条例にも一般的に設けられている規定ということでございますので、削除する必要はないものと考えております。

○副市長

繰替え運用の規定ですけれども、これは各基金条例に、ほぼ設けられていると思うのですが、これは一般会計、親がこけたら全部こけるというのを防止するための条例、繰替え運用という項目でございますが、最初に書いてあるとおり「財政上必要があると認めるときは」という、そして確実な繰戻しの方法とか、いろいろ条件を書いているのですが、一般会計が完全にこけてしまうという状況でない限り、借りることは決してございません。財政上の安定化を求めるための規定でございますので、すぐに借入れとか、そういうことは絶対にあり得ませんので、その辺のところは御理解願いたいと思いますので、第 5 条については削除ということは考えておりません。

○川畑委員

◎街路灯設置費助成金の配分について

まず 1 点目は、街路灯設置の助成金の問題です。

最初に、本年度予算400万円について、申請団体57町会207灯に助成が決まったということなのですが、この決め方について、説明していただけますか。

○（建設）庶務課長

今年度の予算400万円の助成の配分のルールということでございますけれども、当初予算は400万円でございますので、そこから平成26年度末までに緊急に対応しなければならない分の予算を、大体例年の実績で76万円程度なのですが、これを引きまして324万円となります。この分が5月末までに受け付けた通常申請分に対する助成可能額としておりまして、今回申請のありました57町会になりますけれども、この324万円を57町会で割りますと1町会当たり、均等割として5万6,842円となります。この5万6,842円を基準といたしまして、この範囲内で各町会に助成をしておりまして、57町会で207灯となったということでございます。

○川畑委員

後でまたこれに関連したことを聞きたいと思いますが、その前に、今定例会の本会議の中で、中島議員の代表質問で明らかになったことがあるわけです。

街路灯設置費の助成金については、57団体で629灯の申請があり、今年度の予算400万円の範囲内で、207灯に対して助成されたと。助成対象から外れたのは422灯で、これを全部助成することになれば630万円の市の助成負担が追加されることになると、そういう答弁をいただきました。これは間違いないと思うのです。

それで、中島議員の再々質問の中で副市長は、街路灯の追加分630万円は今年度できなくはありませんと答えていました。それで、町会から629灯の申請があり、このうち422灯が申請から外れているわけです。町会としては早急に対処してもらいたいために申請していると思うのですが、追加助成が可能であれば、これを実施すべきではないのかと私どもは思うわけです。

それで、助成の対象外となった422灯に対して取扱いをしてもらえないのかどうか、それをまず確認させてください。

○（建設）庶務課長

今年度の実施ということになりますと、現行のままの助成率で限度額となりますので、町会にとってはメリットが限定されるというふうに基本的には考えておりますことから、新年度から、町会にとりまして現行の制度よりも有利な助成率等の条件で新たな助成の制度設計を現在、検討しているところでございます。

しかしながら、緊急等の理由によりましてどうしても設置したいと考えている町会があるかもしれませんので、改めて申請のありました町会に照会をして対応をしまいたいと考えております。

○川畑委員

当初400万円をどのようにして配分されるのかと聞いたのはそこに関連するわけで、57団体207灯に決まった後、決まらなかったところの中にも、ぜひ欲しいというところもあると思うのです。それらをどのようにして希望なりを把握して対処しようとしているか、お聞かせいただけますか。

○（建設）庶務課長

当初申請におきまして満額で助成できていないものですから、そのできなかった部分について希望があるかどうか、その申請のあった町会に照会をしたいと考えております。

○川畑委員

要するにその希望をとって、もし希望があれば応えていきたいということで解釈してよろしいですね。

○（建設）庶務課長

はい、そのとおりでございます。

○川畑委員

それで、副市長の答弁の中には、このようなこともありました。市長が前回の定例会で、何とか数年で片づけたいと答えていますと。しかし、集中的にやると町会に負担がかかる。検討しているのは、補助率を上げる、あるいは来年度以降の補助金が有望なものになるとの答弁がされているわけですが、これは具体的にどういうことなのか、副市長、説明してくれませんか。

○（建設）庶務課長

私から答弁させていただきますけれども、何とか数年で片づけたと考えているということでございますが、なるべく早く市内の省エネ以外の街路灯についてLED化を進めたい、集中的にやると町会に負担がかかるということでございますけれども、こちらは、助成ということですので、市が助成する部分もありますが、町会で負担する部分もございますので、これを短期間にやると町会に負担がかかるということで、そうならないために検討しているのは、もっと補助率を上げていきたいという内容でございます。

○川畑委員

本当は副市長に答えてほしかったのですが、まあいいです。

それで、もう一つ、副市長が、市が直接直すことも検討したけれども、所有権の問題などがあるのだということなのですが、その辺をもう少し聞かせていただけますか。副市長、どうですか。

（「委員長、建設部庶務課長」と呼ぶ者あり）

（「副市長に聞いているのですが」と呼ぶ者あり）

○副市長

街路灯は町会の持ち物でありまして、所有自体、町会ですから、それを市が直接直すということは制度上、不可能なものです。直営でやるには1回町会からこちらに無償譲渡していただいて、そして直したらまた町会に無償譲渡するという、そういう面倒な手続をしなければならないという意味で所有権の問題もあってという答えをしたわけですが、そういう内容でございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○川畑委員

面倒だと、後でまたあれですけども。

8月22日に地区連合町会長と市長と語るつどいというのをされています。それから、いろいろなニュースなどでも見ているのですが、その中で、一緒に参加した町会長から聞いたのですが、街路灯に対する助成について大幅に改善されたということで、参加した町会長が大変喜んでいました。それは大変いいことだと思うのです。ただ問題なのは、私も感じるところがあるのですが、町会長からの要望としては、幾つかあるのですが、電気料金の値上げだとか消費税の値上げ、来年にも10パーセントに増税されることが予想されると。それで、町会への負担増だとか、電気料に対する助成率の引上げをお願いしたいということも一つありました。

その中で市長が講評の中で話しているのは、LED化を平成27年度から始めて数年間で実施したいと、そして町会の皆さんからの申請はできるだけ早く実施したいと。設置助成の割合を町会で半分は大変なので、例えば市が7から8割負担するとスピードを上げてLED化をできると思う。しかし、そうすると、まだ町会の負担はありますから、そのあたりを含めて検討したいという講評をされていました。これを聞いて、恐らく町会長も安心したというか、喜んだらと思うのですが、ただ私が問題だと思うのは、その数年間で実施したいというのは、市長として何年くらいを考えているのか、その辺を聞かせてほしいと思います。

○市長

今、川畑委員がお話されたように、8月22日の地区連合町会長と市長と語るつどいで、私の話したことでございますので、私から答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、市内に街路灯が、今データがはっきりしませんので違ったらお許しいただきたいのですが、1万4,000灯ぐらいあるのでしょうか、それらを全部LEDに直すとなれば5億円弱ぐらい、4億幾らぐらいかかると、こういうことだろうと思うのです。ところが一方では、現在の街路灯で言うと、年間五千何百万か電気料金がかかっているわけです。要するに、LEDに直すことによって電気料金が物すごく縮小できる、ランニングコストを圧縮できるということですから、できるだけ早くやりましょうということなのです。

ただ、一方では、できるだけ早くやるにしても、それぞれ町会の御負担があるわけです。何割にするかというのは、今、川畑委員が話したように、私たちはそのときには市の負担が7割、8割というふうに申し上げたと思っておりますけれども、でも残りの2割、3割は町会の負担になるわけです。ところが、今、町会も財政的に大変厳しいですから、仮に1年でやりましょうといったときに、それが全部の町会でできるかどうかという、こういう問題があるわけです。ですから、何年間かけてそれぞれLEDにかえていきましょと、こういうことでお話ししたのであって、町会の御意見は聞いておりませんので、だから町会が1年でやりましょとすることであれば、1年でやることも可能だと思いますけれども、しかし町会の負担もあるわけですから、そういったことを町会の皆さんと議論をしながら進めていきたいと、こういう思いでそこを数年という言い方をしたわけでありまして。ですから、今、制度の変更に向けて、来年度までにそういった期間も含めて議論をしていきたいということでございますので、御理解いただきたいというふうに思うのです。

今、町会も加入者が減っております、町会の財政も厳しくなっております。ですから、あまり町会に負担をかけることなく、そういったことに切り替えていきたいというのが私の考えでございますから、そういったことで御理解いただきたいというふうに思います。これから町会と話して、いや、1年で全部やりましょといったら、それでやるができるかもしれません。ただ、そういう具体的なことを町会と話していませんから。

それから、例えば、平成26年度の予算が400万円でありますけれども、そのときに第1回目の予算が、5月の締切りだったですかね。だけれども、町会としては、やはり総会で議論した上で申請をするから、もう少しその申請を何回かに分けてほしいとか、町会の皆さんもいろいろなことがあるわけです。だから、そういったことも含めて来年度のそういう予算編成までに議論をして、町会の皆さんの御意見を聞きながら制度として、つくっていききたいと

いうことでございますから、その制度としてつくる中には期間も入っております。私は、川畑委員がおっしゃるように、できるだけ短期間、短い年度でやりたいねということは申し上げましたけれども、それを何年というのは、これから町会の皆さんと話をすることでございますので、御理解いただきたいと思います。

○川畑委員

今、市長からお答えいただいたことで、大まかなところはわかるわけですが、町会によっても財政的な問題が多々あります。大きなところもあれば小さな町会もありますし、そういう意味では、負担ができないところももちろんあると思うのです。これが今の半分くらいの負担を、市が七、八割助成することにしたとしても厳しいところもあると思うのです。

では、厳しいところは諦めるのかと、そうはならないわけで、私は、そういう意味では、先ほど副市長に答弁いただいた話で、面倒かもしれませんが、市がいったん全額補助するようなことも検討してはどうかと、そういうことを提案したいと思うのです。それについてはいかがでしょうか。

○副市長

まだ制度設計できていませんので答えようがないのですが、今、川畑委員が言われたような手法も、裏をどうするかという、貸付けというのものもあるのかなという気もしますが、法人格を持たない町会は貸付けできませんので、そこら辺をどういうふうにするのか、まだ全然検討のまな板にのっていないものですから、その辺のところは頭に入れて検討していきたいと考えております。

○川畑委員

◎道営住宅新光団地敷地の売払いについて

それでは、次に、道営住宅新光団地の敷地を道に売払いするという問題であります。

それで、今回、一般会計補正予算の中に出ているわけですが、売払い予定地の道営住宅新光団地とは地理的にどこにあるのか、まずそれをお聞かせください。

○（建設）庶務課長

売却地の場所でございますけれども、新光の小樽自動車学校の道道小樽定山溪線を挟んだ向かい側の道営住宅の敷地になります。

○川畑委員

それで、その道営住宅の敷地として賃貸している土地は、要するに道営住宅の何号棟が建っている場所なのか、それをお聞かせいただけますか。

○（建設）庶務課長

道営住宅の10号棟、15号棟、16号棟、19号棟が建っておりまして、そのうちの10号棟、15号棟、16号棟が売却の予定地でございます。

○川畑委員

そうしたら、その10号棟、15号棟、16号棟というのが、今回の表示ある4,549.66平方メートル、これがそうだといいことでよろしいですね。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

それで、今回の売却予定地のほかに、賃貸して残る敷地があるのですか。

○（建設）庶務課長

先ほどお話しいたしました10号棟、15号棟、16号棟、19号棟のうち、19号棟は残る敷地になってございます。

○川畑委員

このたびの売却することになった理由についてお伺いしたいのですが、敷地売払いをするに至って、道とどのような交渉をしてきたのかもあわせて聞かせてください。

○（建設）庶務課長

交渉の経過、どのような交渉をしてきたかということでございますけれども、昨年 8 月に、道から新光団地の建替えの計画についての話を受けまして、その後、建替えと同時に平成 26 年度中にその土地を購入したいという話がありました。そういう経過でございます。

○川畑委員

それで、道営住宅を建設するということなのではございますけれども、この敷地を今までどおりに賃貸する形式はとることはできなかったのでしょうか。

○（建設）庶務課長

道からそういう話があったので、市といたしましても、その敷地を購入することによって道営住宅が続いていくということがございますので、そういう意向を酌みまして売却の判断をしたということでございます。

○川畑委員

それで、道営住宅のこの敷地の問題ですけれども、現状どのようになっているのか説明してほしいのですが、新築中の建物だとか、あるいは後で取り壊すような計画があるとか、そういうのがあったらお示してください。

○（建設）庶務課長

先ほどお話しいたしました 10 号棟は解体が終わりまして、現在、建替え工事が進んでいるところでございます。その隣、15 号棟、16 号棟がございまして、こちらは、今後、解体いたしまして、現在は 2 棟でございまして、1 棟の建替えという予定と聞いてございます。

○川畑委員

それで、少し話が戻りますけれども、道営住宅の敷地は、これまでどんな賃貸契約になっていたのでしょうか。幾らで貸していたかということですが。

○（建設）庶務課長

先ほどお話しいたしました 10 号棟、15 号棟、16 号棟、19 号棟、これらを合わせまして年間 600 万円程度で貸していたということでございます。

○川畑委員

それで、私は、それを聞いて感じるのですが、今回、1 億 200 万円ですけれども、今まで賃貸料が年間 600 万円だとすれば、15 年ぐらいで元が取れる、15 年も要らないくらいですね。ですから、あえて売らなければならない理由というのがよくわからないのですが、その辺をもう少し詳しく説明してくれますか。

○（建設）庶務課長

これは、先ほどもお話ししましたとおり、道から要請があったので、道営住宅が今後、存続していくことになりますので、そういう住宅が確保されるということから、意向を酌みまして売却という判断をしたということでございます。

○川畑委員

例えばこれが売り払わなければ道営住宅が建てられないというのであれば話は別でしょうけれども、そういう話ではないですね。だから、賃貸のままでも建替えはできるのではないかと思うのですが、今、19 号棟の部分が賃貸になっているので、この後、この部分などはどうなるのですか。

○（建設）庶務課長

19 号棟の跡は、まだ計画が決まっていないということで聞いておりまして、そういうことで、今は貸し続けると

いうふうな判断をしてございます。

○川畑委員

それでは、19号棟はどういうふうになるかわからないけれども、その時点でまた売払いしてくれという話になる可能性は十分あるということなのですね。そういう捉えでいいですか。

○（建設）庶務課長

そういう話がございましたら、またその時点で判断をしてまいりたいと考えております。

○川畑委員

もう一つ疑問があるのですが、この売却価格が何を基準にしているのか、単純にこの面積と今回出された金額を割ってみると、1平方メートル当たり2万2,419円という形になるのですが、少し安いのではないかと考えているのです。

それで、どういうことでこういう価格を、何を基準にしているのか説明してください。

○（建設）庶務課長

基準ということでございますけれども、現場の測量をいたしまして、不動産鑑定を基に売却価格を設定したものでございます。

○川畑委員

不動産鑑定士も路線価などは見ているのだと思うのですがけれども、このあたりの路線価は幾らぐらいになっていますか。

○（建設）庶務課長

一番近いところの路線価は、2万7,106円というふうになっております。

○川畑委員

私が感じたのは、路線価が2万7,000円くらいで、そして今回の売却価格は2万2,000円くらい、1平方メートル当たり5,000円くらい違いますよね。だから、その辺で相当安く売っていることになるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

売却価格は、路線価だけではなく、いろいろな要素を含めて不動産鑑定をしていただいておりますので、例えば面積ですとか、奥行きですとか、そういうものを総合的に判断して不動産鑑定を出していただいておりますので、それに基づいてそういう金額となったというふうに考えております。

○川畑委員

確かに、例えば借地権だとか、そういう問題などもあるだろうと思うのですがけれども、道営住宅が建っていた敷地が小樽市のものだと、そうであれば借地権というよりも、お互いに道と市との間でそれほど安く売らなければならないような状況であれば、賃貸を続けていったほうが小樽市民のために、市の財政のためにもプラスになるのではないかと私はそう考えるので、その辺についてもぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副市長

道営住宅の土地の話ですけれども、今、川畑委員は、安いのではないかとということだったのですが、路線価から計算して、借地権控除をするとかなり有利なのかなという計算はしておりました。

それと、借地のままということですが、今の道の方針では、借地のところは人口減少の関係で道営住宅が減ってきており、借地のところはもう更新しない方向でおりますので、売ったほうが得だという判断で、建設部から上がってきたときには、そのまま決定したということにしておりますので。方針がそのまま続くというわけでもございませんけれども、今のままではあまり有利なことにはならないし、かなり有利な額だったと記憶しておりますので、その辺のところは、この件については正当な判断だったかと思っているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

それでは、私からは、代表質問で質問した津波対策や防災教育などからお聞きしてまいります。

◎防災計画の改定内容と全国の参考事例について

最初に、9月9日の新聞報道によると、地域防災計画では過去の災害例を紹介しておりますが、今回、紹介された例を、新たにこの防災計画改定時に追加する方針だということで、70年以上前の津波について記載しております。まずは、この津波の記録、これはどういう状況のときにどういう調査をされて、防災計画に反映することになったのか、お聞かせください。

○（総務）半田主幹

その津波の記録に関しましては、新聞記事の提供がございまして、積丹沖での地震によって1.5メートルの津波が小樽港に押し寄せたという記録がございました。その記事につきまして札幌管区気象台に確認をしましたところ、間違いなくそのような記録があるということでしたので、今回、地域防災計画の改定時に過去の災害記録ということで記載しようというふうに計画しております。

○山田委員

そうなのです。過去の災害を調べている本市の総合博物館の学芸員も、日本海側は津波について関心が低かったということで、今回、新たにこの防災計画へ明記することにしたということで書いております。この目的、新たに明記することによって市民にどういうことを学んでほしいと考えているのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

日本海側ですとなかなか津波の記録というものが少ない状況にありますので、そのような記録を見ていただくことによって皆さんの防災意識の高揚が図られればというふうに考えております。

○山田委員

それでは、早速、本題に入らせていただきます。

三重県紀宝町で今年ですか、台風11号が発生した際に適用し、被害を最小限に抑える効果を上げた対策がありました。この対策については、国の環境防災総合政策研究機構と関係してこういう対策をされたと聞いております。この対策名と内容をお聞かせください。

○（総務）半田主幹

三重県紀宝町で行われている対策ですが、まず対策名につきましては、タイムラインという名前のものがございます。タイムラインと申しますのは、災害が想定される数日前から災害発生後の対応までの間、さまざまな機関が、いつ、誰が何をなすべきか、時間を追って整理した防災行動計画のことでございまして、環境防災総合政策研究機構との間では、アドバイザーという形でこの研究機構が入っているというふうに聞いております。

○山田委員

そうですね、私もこれまで認識している中では、やはりこの災害対策については事後処理が主な対応だったのかなと感じております。災害前の対応が少なく、住民の避難が素早くされなかったということで感じております。この対策の導入に際して、紀宝町はどのような事例を参考にしたのか、また、今年の国土交通省の動きなども聞かせていただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

どのような事例を参考としたのかということなのですが、これはアメリカのニュージャージー州危機管理局が、

2011年のハリケーン・アイリーの事後検証を基にこのタイムラインというものを作成し、2012年に発生したハリケーン・サンディで活用され、人的被害の最小化が図られたという事例でございます。

それで、それを受けまして、国土交通省の動きなのですが、2014年度の出水期に向けた取組として、全国の河川のうち直轄管理区間を対象に避難勧告等の発令に着目したタイムライン案を策定し、タイムラインの普及、検証を実施することとしていると聞いております。

○山田委員

こういう事例を参考にして、紀宝町が災害に対して本当に被害を最小限に食い止めて人的被害もなかったということを私もお聞きしました。私が聞くには、アメリカのニュージャージー州でしたか、こういう現地での視察や研究もあったということも聞いております。この災害時の対応など、もし報告書を押さえているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）半田主幹

国土交通省の防災関連学会合同調査団というところが、このハリケーン・サンディに関する調査をしております。国土交通大臣に対して緊急メッセージということで、甚大な人的被災や都市機能が停止するような大規模な浸水の発生を前提として対応力を強化すべきだという意見ですとか、三大都市圏の大規模水害リスクの評価を速やかに行って国民に周知すべきだという意見、あとは地方公共団体、民間企業と連携し、台風情報を活用した災害対応の行動計画を策定、共有せよというメッセージが発せられております。

具体の中身につきましては、大規模水害のリスクを評価すること、行動計画の策定と共有を行うこと、あとは災害が発生したときの緊急対応についてタイムラインの策定を急げというような内容になっております。

○山田委員

本当によくわかりました。

昨年、9月16日、京都府宇治市では、台風18号による大雨による宇治川水域に避難指示を出したが、避難者は1パーセントにとどまったと聞いております。この際、山本正市長は、情報伝達のあり方や市民の防災意識に問題があるのではということでお答えをしたと聞いております。その後、宇治市は、累積雨量や雨量予測なども含めて判断するよう基準を改めたと聞いております。

最近では、本当に全国的な豪雨が各地を襲い、甚大な被害をこうむっております。昨今の豪雨で避難対象者数、全国的なものでよろしいのですが、避難率、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）半田主幹

委員が今御質問された避難対象者数と避難率については、把握しておりません。

○山田委員

わかりました。私が調べたところでは、本当に大ざっぱなものですが、極端な話、80パーセントになっているところもあれば、1パーセントになっているところもあると、この差がすごく激しいということを私は言いたかったのですが、後からまた避難対象者数と避難率については、私の調べた数もお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この防災情報、私はやはり住民がいち早く避難されるのが、自助努力されるのが一番だと思うのですが、例えば防災情報の周知に映像を利用している、例えば三重県尾鷲市の防災センター、この活動をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）半田主幹

三重県尾鷲市における情報提供のあり方ですが、平成26年3月から尾鷲市では、エリア・ワンセグ放送というものを開始しております。それまで防災行政無線を中心にホームページやメールサービス等を利用して市民の皆さんに防災情報を提供してきたところでありますが、さらにきめ細かい情報提供を行うため、このワンセグ放送

を活用するということに至ったというふうに聞いております。

○山田委員

本市では、財政が逼迫している中、なかなかこういうものには、すぐには取り組めない状況だと思います。

そこで、防災・減災の観点から、例えばこういう政策を利用できないということで、1 点お聞きしたいと思います。

埼玉県では危機管理防災部長が、今回、大雪で被害や対応方法を踏まえた雪害対策のあり方について、このタイムラインを十分検討していくという議会答弁を行ったと聞いております。

本市でもこういうタイムラインの方法も考えていただきたいと思います、この雪害対策の一助になる部分、御検討いただけないのか、この項最後にお聞きしたいと思います。

○（総務）半田主幹

埼玉県の事例が参考にならないかということなのですが、確かに全国でさまざまな災害が発生しております、今回の広島県もそうでしたし、礼文町の件もそうだったと思います。それぞれの災害においては、国なり研究機関から、さまざまな角度からの検証が行われると思いますので、タイムラインも含めて、これからの地域防災計画に反映できるような例がないのか、十分研究してまいりたいと思っております。

○山田委員

ぜひよろしくお願いいたします。

◎総合防災訓練について

次に、9 月 1 日に行われた防災訓練に関連して何点かお聞きします。

今回、防災訓練をされたと思いますが、当初予定していた訓練予定で、突然の事態により変更になった訓練はありませんか。また、変更になった理由や全体訓練への影響がなかったのか、私なりに心配をしているのですが、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）半田主幹

総合防災訓練の内容変更につきましては、北海道消防防災ヘリと手稲溪仁会病院のドクターヘリが、事案が発生したことにより訓練に参加できなかったことから、ドクターヘリによる負傷者の搬送訓練を、救急車による搬送訓練に切り替えて実施いたしました。

また、防災ヘリの救助訓練は北海道防災航空室による単独訓練でしたので、全体訓練には影響はございませんでした。

○山田委員

こういう訓練は、やはり突発の事態を想定しなければならないと考えております。ですから、今の答弁のとおり、そういう突発事故に対応した対策が今後ますます必要になってくると思います。その点は、十分臨機応変に対応していただきたいと思います。

次に、各関係機関との連携や復旧作業の順の確認など、多くの課題が順当に進行していたと思います。

そこでお聞きします。警察、消防、消防団が市民周知広報をしていましたが、この狙いや効果についてお聞かせください。また、各関係機関との連携はとれていたのか、あわせてお答えください。

○（総務）半田主幹

警察、消防、消防団の市民周知広報の狙いと効果についてですが、これにつきましては各防災機関の連携強化と、あとは見学にいらしている方へ避難勧告を広報する方法について周知するために行っておりました。

各関係機関の連携ですけれども、非常に連携よく、速やかに各防災機関が訓練行動をしていたというふうに考えております。

○山田委員

そうですね、私もスムーズに行われていたと思います。

それでは次に、今回、防災訓練所に設置されていたエアドームですが、寄附されたものと認識しております。今回、どのような活用をされたのか、お聞かせください。また、この設置にかかる手間や時間など、委細についてお答えください。

○（総務）半田主幹

エアドームの活用についてですが、あのエアドームは、正式名、エアロシェルターと申しますが、今回は、市民の方や訓練参加者の休憩スペースということで活用させていただきました。

また、災害発生時には、応援物資の一時堆積場とすることや臨時の災害対策本部として活用することを想定していることについて現地で紹介させていただきました。

それと、設置にかかる手間、時間についてですが、4名で30分ほどの時間を要して設置いたしました。撤去については、7名から8名で50分ほどかかっております。本体自体は非常に軽いもので、4名で持ち運びができるというものになっております。

○山田委員

軽くて、少ない人数で設置できるということがわかりました。

ちなみにこれは、軽トラックで運べるものですか。

○（総務）半田主幹

はい、軽トラックで十分運ぶことができます。

○山田委員

本当にそういう形で、ぜひ今後も続けていただきたいと思います。

それでは、この項最後に、毎年のことですが、訓練途中や最後にふらついたり倒れたりする参加者がいると思います。

そこでお聞きしますが、こういう場所には、ほかの自治体を見ると赤十字のマークをつけた救護班があるようですが、専用の救護班はあるのか、それから体調を崩される方々の休憩場所はあるのかということを知りたい、この項は終わりたいと思います。

○（総務）半田主幹

総合防災訓練において、体調を崩された方がいたというふうには聞いておりませんが、救護が必要な方が発生した場合には、訓練に参加している医師、看護師が対応をさせていただきます。

○山田委員

ぜひ、体調にも、管理にも、よろしくお願いいたします。

◎消防団について

それでは次に、消防団について何点かお聞きいたします。

今回の消防団秋季合同訓練では、各町会から多くの婦人防火クラブや町会役員が見学に来たと思います。昨年までは婦人防火クラブなどを対象にAED機器や三角巾などの講習をしていましたが、今回、放水訓練に変更になっていたと思います。

そこで、この訓練が変更になった協議過程や理由、この放水訓練の目的などをお聞かせください。

○（消防）大澤主幹

消防団秋季合同訓練での女性防火クラブ員の講習関係につきましては、AEDの取扱いを含めた救急講習を数年間実施しておりましたが、平成24年から種目を変更し、住宅用火災警報器の設置促進啓発と放水体験を取り入れております。

その理由といたしましては、救急講習を数年間実施したことで一定の目的を達成したこと、それと別な機会に女性防火クラブ員を対象にした救急講習会を100人規模で実施したことが挙げられます。また、住宅用火災警報器の設置促進を図る機会としたかったこと、それと女性用の小型ポンプの放水については、女性防火クラブ員として放水を体験していただくことで、さらに防火意識の高揚につながるものとして取り入れたものでございます。

○山田委員

次に、消防団が放水訓練をする際は、防火衣、それと長靴、ヘルメットを着用するわけです。うちの町会でもありますが、子供防火クラブでも、やはりヘルメットや防火衣の体験もしております。

今回、婦人防火クラブが放水訓練をしましたが、例えばこの防火衣だとか、こういうような頭を守るヘルメットだとかを着用しなくてもいいのか、それとまた、将来、放水を担う予定や訓練、これをまた継続的に行う予定なのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）大澤主幹

ただいま、委員から放水訓練という形で質問がありましたけれども、放水訓練というよりは放水体験という形で位置づけて行いました。放水体験ということで、安全管理上、いろいろな装備は必要だと思いますけれども、防火衣の着装をするところまでは考えておりません。

しかしながら、このたび放水訓練を行った際には、放水する筒先といいますか、先に消防職員2名を配置いたしまして安全管理上の体制をとったのですけれども、今、委員がおっしゃるように、ヘルメット若しくは手袋等の最低限の装備は必要と考えるので、今後はこれらを装着した上で実施をしたいと考えております。

また、女性防火クラブ員に放水を担ってもらおうということですが、これにつきましては、あくまで今回は体験ということですので、そちらは考えてはおりません。

なお、訓練の継続についてですが、来年度の消防団秋季合同訓練での計画立案の際に、来年もまた継続してやるのかどうするのか考えてまいりたいと思っております。

○山田委員

それでは次に、消防団の給与被服等についてお伺いします。

近年、体格の異なる新入団員が多く入団しており、そういう観点から何点かお聞きします。

以前、我が党の前田議員も、被服等については使用期限があるということで、何点かお伺いいたしました。また、消防団が使うポンプなど、機器についてもいろいろとお聞きしたと思いますが、ここ10年間の活動服、防火服、長靴、ヘルメットの購入状況と各分団でどういう管理をされているのか、まずは購入状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）大澤主幹

消防団の活動服、防火服、長靴、ヘルメットのここ10年間の購入状況はということでございますが、平成15年度から25年度までの10年間の各品目の購入数で申し上げますと、活動服が119着、防火服が100着、防火靴が91足、防火ヘルメットが82個となっております。

○山田委員

今、主なものも聞かせていただいたのですが、団員が今、500名近くいるわけですが、更新されている部分で、この10年間で100前後ということではよろしいですか。

○（消防）主幹

はい。今申し上げたとおり、平均して100前後という形になるかと思います。

○山田委員

それでは、10年間で100というこの使用期限は、今の消防団の被服の使用期限に合致しているということで認識してよろしいのでしょうか。

○（消防）主幹

まず、管理につきましては各分団の詰所、又は団員個人が自宅等で管理している中で、それぞれ状況が、状態が いいもの悪いものが発生してくるわけですが、使用期間という形では、活動服で言いますと 5 年、防火衣であれば 15 年となっております。ただ、今も申し上げたとおり、使用頻度により、状態が異なっておりますので、使用期間につきましては目安とした中で、それ以降、長く使えるものは使い、例えば破損してしまったものは交換 するという事としております。

○山田委員

結構使えるものなのです。ただ、消防団の話をいろいろと聞くと、給与された被服や靴が古くなって、例えば長靴などは、ある分団では底の違う長靴が支給されたり、水の中に入るのは無理かなというものも給与されている状況です。また、被服に関しては、皆さん本当によく我慢しているなど、個人的に見ていてよく思うのです。

ですから、この部分については、財政部も協力して、なるべく新入団員、若しくは破損した場合には速やかに交換、若しくはそういう手順を踏んで団に給与していただきたいと思います。その点について、いかがでしょうか。

○（消防）主幹

各支給品につきましては、交換の手順と申しますか、各消防分団を通して、例えば状態が悪いものがあれば報告をいただきまして、交換申請と申しますか、そういう形の中で対応しております。なるべく状態の悪いものは早く交換していきたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、この項最後に、消防団員の数が最近、微増というか微減というか、行ったり来たりしているわけなのですが、この消防団員の入団状況、特に近年の若い方、若しくは女性の方などについて、どういう状況なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（消防）主幹

入団状況ということでございますが、ここ 3 年ほどの消防団員数でございますけれども、平成 23 年度は 486 名、24 年度 501 名、25 年度は 498 名と、これはいずれも 4 月 1 日現在ですが、なっております、あわせて各年度の入団につきましては、23 年度が 47 名、24 年度が 51 名、25 年度が 37 名となっております。

また、女性消防団員につきましては、23 年度の団員数が 71 名、24 年度も 71 名、25 年度が 70 名でございます、入団者数につきましては、23 年度が 11 名、24 年度が 7 名、25 年度が 13 名となっております。

○山田委員

それでは、ぜひとも、常備消防のお手伝いをする部分ではありますが、これからも消防団の活動に御理解いただきますよう、私からもよろしくお願いいたします。

◎北海道新幹線について

それでは、質問を変えます。

代表質問でもお聞きしましたが、北海道新幹線しりべし協働会議について何点かお聞きします。

北海道新幹線の開業効果を、小樽・後志に普及する取組についてということで、御答弁の中ではオール後志で取組を行うことが重要であり、また、このオール後志という取組を行うため、後志総合振興局が北海道新幹線しりべし協働会議を設置したとのことでした。私も、後志地域全体で連携を図り、取り組むことは重要と考えております。

そこで北海道新幹線しりべし協働会議の設立趣旨について、最初にお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

設立趣旨につきましては、道南地域などで開業効果を広く波及させる取組が始まっており、後志地域においても、開業効果を後志管内に広く普及・拡大させるため、普及啓発、情報発信など具体的な取組をオール後志で推進する

こと、これが設立趣旨として後志総合振興局から聞いてございます。

○山田委員

そうですね、今後、普及啓発、情報発信など、具体的な取組を、オール後志で推進するということですが、後志地域には20の市町村があり、オール後志ということなので、これらが全て入っていることと思いますが、改めて北海道新幹線しりべし協働会議への市町村の参加状況をはじめ、他の構成団体についてお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

構成団体についてですが、後志総合振興局と後志地域の全20市町村及び20市町村議会、また観光協会、商工会議所、青年会議所、建設協会などの経済、産業、観光関係団体で、合計121団体の長、代表者で構成されてございます。

○山田委員

今のお答えからしますと、後志地域の全自治体、全議会、民間組織など、計121団体、官民が一体となり構成されており、この会議では、いろいろな取組について議論できることと思います。北海道新幹線しりべし協働会議の具体的な取組方針、これはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

取組方針は、三つの柱で構成されてございます。

一つ目は、東北・北関東地域へのPRやシンポジウムの開催などの普及啓発、情報発信についての取組、二つ目は、観光プロモーションや後志産品の販路拡大、ブランド化などの観光振興、産業振興についての取組、三つ目は、リゾート列車など、道南圏とのアクセス網の充実強化の検討や2次交通マップの作成など、2次交通アクセス網の充実強化についての取組となっております。

○山田委員

そうですね、北海道新幹線の開業効果、これを広く普及させるためには、道南地域をはじめとする他の地域、この地域においても、総合振興局や地元の自治体、商工会議所など、民間団体で構成される官民が一体となった広域的な組織が立ち上げられていると聞いております。

そこで、後志以外の地域で、官民が一体となって取組を実施している組織について、主なもので結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

後志以外の地域の組織につきましては、渡島・檜山地域では北海道新幹線の開業を活かした地域づくり懇談会、檜山地域では檜山の新幹線観光をみんなで考える会、胆振・日高地域では北海道新幹線×nittan地域戦略会議、空知地域ではチームそらち：新幹線開業効果活用プロジェクト、上川地域では上川管内交通活性化会議などが設立されているとのことでございます。

○山田委員

開業効果、道内全体に広く普及させるためには、今お聞きした後志以外の地域の組織とも関係を深めることが大事であると考えています。その点について、どうお考えでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

道南地域の波及効果を小樽・後志や道内全体に拡大させるためには、ほかの地域の組織との連携が大事であると考えております。

後志総合振興局では、各組織での取組内容などについて情報を共有することや、必要に応じて取組を合同で行うなど、ほかの地域との連携も検討していくと聞いておりますので、本市でも協力してまいりたいと考えております。

○山田委員

◎小樽商人塾について

それでは最後に、商人塾について1点だけお聞きしたいと思います。

代表質問では、今後、より効果的な内容で実施していくということで答弁をいただいております。私としては、ぜひとも今まで培った人脈だとか、今までの卒塾生との連携、そういう部分を大切にさせていただいて、例えば地域の経済界、またロータリークラブ、ライオンズクラブ、ゾントクラブだとか、そういう成功者との連携、ここの部分を模索していただきたいと思います。

また、本当にそういう成功者の事例が身近に聞ける、そういう機会を設けるのがたぶん本市の一番の活躍する場ではないかと私は感じております。その 1 点だけ最後にお聞きして、私の質問は終わります。

○（産業港湾）三船主幹

小樽商人塾についての御質問でございました。

まず、卒塾生の方のお話などという部分でございますけれども、今年の受講生からは、卒塾生の体験談や苦労話を聞きたいといった、今、委員がおっしゃったお話と同様の要望がございますので、来年度は、ぜひ実現させたいと考えております。

また、経済界との連携で、成功者の話を聞く機会などということもございました。経済団体という部分では、商工会議所の創業支援担当をしている方のお話の中で、この小樽商人塾と役割分担をしていこうではないかというような話にもなっています。

今年度について申し上げますと、商工会議所では、新規創業者の信用力を高めるために、今年は企業会計ですとか、税法関係のセミナーを開催するというので、今月 26 日にも開催される予定となっております。このような協力、連携といったものをさまざまな団体と続けてまいりたいと考えてございます。

○山田委員

今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 53 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

◎各種予防接種費について

初めに、今定例会に提案されております予防費の補正予算、各種予防接種費について伺いたいと思います。

今回、水痘ワクチンと高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種化されたということで、追加提案されているのかと思います。

初めに、この両ワクチンの効果と副反応等について説明をお願いします。

○（保健所）山谷主幹

10 月から始まります水痘ワクチンと肺炎球菌ワクチンの効果と副反応についてのお尋ねでございますが、まず効果から答弁したいと思います。

まず、水痘、これはいわゆる水ぼうそうのことでございますが、年間 100 万人前後発症しまして、4,000 人前後が入院し、さらに 20 人前後が死亡するという統計がございます。この水痘ワクチンの接種によりまして、2 回接種す

ることになるのですけれども、1 回の接種で重症の水痘をほぼ 100 パーセント予防できる、それから 2 回目の接種により軽症も含めて予防できるというふうに言われております。

それから、肺炎球菌による感染症でございますが、これは肺炎球菌という細菌によって引き起こされますが、何らかのきっかけで気管支炎ですとか、肺炎などの重たい合併症を起こすことがありますして、この肺炎球菌には 93 の種類と申しますか、型がございますして、10 月から始まりますワクチンには、この型のうち大人の方の重症の肺炎球菌感染症の原因の 7 割を占めると言われます 23 の型の細菌に対して効果があると言われておりまして、ワクチンを打つことによりまして、この効果は少なくとも 5 年間持続するというふうに言われています。

副反応のことについてでございますが、水痘、それから肺炎球菌、いずれも全身的な症状としては、発熱など、それから局所的な症状としては、接種した場所の腫れですとか、それからその部位の痛み、疼痛ですとか、こういったことが見られることがあるというふうに言われておりますが、日常に差し支えるほどではなくて、通常、1 日から 2 日で消失するというふうに言われております。

○千葉委員

特に高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、議会でもいろいろな議員から何とか定期接種に向けてということで、本市でも独自にできないかという質問等々も出ておりまして、今回、定期接種になったということは非常に私はよかったと思っております。

接種の対象者についてなのですが、調べると、各自治体いろいろ、その接種対象者には違いがあるのです。それで、本市の接種対象者について、水痘ワクチンと肺炎球菌ワクチン、これについて説明をお願いします。

○（保健所）山谷主幹

接種対象についてのお尋ねでございますが、まず水痘につきましては、平成 26 年度の対象といたしましては、生後 12 か月から 36 か月に至るまでの間にある方に対して 3 か月間の間隔を置いて 2 回接種いたします。それから、経過措置といたしまして、36 か月から 60 か月に至るまでの間にある方に対して 1 回接種するということになっております。

それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンですが、対象者は、まず 65 歳の方、それから 60 歳から 65 歳未満の方で、心臓ですとか腎臓あるいは免疫機能の低下によりまして日常生活に制限がある方などを対象としております。こちらは、今年度の経過措置といたしまして、加えて 100 歳以上の方、それから今年度、65 歳から 5 歳刻みの年齢で 100 歳になる方までを対象としております。

○千葉委員

これは厚生労働省の出した、その対象者と同様なのかなというふうに、今、聞いて思ったのですけれども、自己負担というのは、本市ではどのように考えられているのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

費用の負担のことでございますが、まず水痘の予防接種につきましては、受ける方の負担はございません。

それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンは、3,000 円の自己負担となりますが、市民税非課税世帯の方、それから生活保護世帯の方につきましては無料ということになります。

○千葉委員

補正予算では 7,500 万円ということで計上されておりますけれども、それぞれのワクチンの接種の対象者が何人で、予算上は何人と見込んで計上されたのかということ、また、その根拠についても説明願います。

○（保健所）保健総務課長

まず、このワクチン接種の対象者でございますけれども、水痘ワクチンについては 4,400 人でございます。それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては約 1 万人というふうに見ております。これは、先ほど申し上げました対象者の条件の年齢から算定したものでございます。

それから、補正予算の対象人数ですけれども、水痘ワクチンについては、先ほど申し上げました4,400人に対して約4,100人、これは対象者に接種率94パーセントを掛けたものでございます。この94パーセントというのは、既に実施しています麻疹、風疹の接種率を参考としています。それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンでございますけれども、補正予算の対象としている数は約5,200人でございます。これは、先ほど申し上げました対象者約1万人に対して、接種率50パーセントを掛けたものでありまして、この50パーセントというのは、これも既に実施しています高齢者のインフルエンザワクチンの接種率、これを参考にしているものでございます。

○千葉委員

肺炎球菌は、助成がなければ結構高い金額で、非常に喜ばれる方も多いのかなというふうに思いますけれども、インフルエンザと一緒に接種すると効果が高いということについて御説明願えますか。

○保健所次長

インフルエンザにつきましては、感染症ですから場合によっては重篤な肺炎が起こるという可能性があるのですが、この高齢者の肺炎球菌ワクチンを同時に打った場合につきましては、その肺炎がインフルエンザによる肺炎の症状を、肺炎球菌の部分でございますけれども、より軽くするということが報告されているということは事実です。

○千葉委員

50パーセント程度ということで、もしかするともう少し増えるのではないかという懸念も持っているのですけれども、一番心配なのは、10月1日から定期接種ということで、周知期間などが非常に短いというふうに思っています。今後、対象者へ周知がどういうふうにされていくのかということが一番心配されるのですけれども、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）山谷主幹

周知の方法についてですが、水痘、それから高齢者の肺炎球菌、いずれも対象となる方に個別通知を予定しております。さらに、広報ですとかホームページでの周知、それから水痘につきましては、個別通知のほか、子供が生まれたお宅に全戸訪問しておりますこんにちは赤ちゃん訪問などもございますので、そういった中で個別の勧奨、それから乳幼児健診でおいでいただいた方に対しても、そういった勧奨をまいります。あと、イベントなど、いろいろな機会に勧奨をしていく予定でございます。

それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンですが、個別通知のほかには病院や高齢者施設にポスター掲示、それから今後は、町会の回覧板での周知なども考えているところです。

○千葉委員

高齢者の方だとなかなかホームページ等々を見られる方は少ないと思いますが、回覧板ということで、それを見る方は非常に多いというふうに思ってもいいと思いますので、受けたかったのに知らなかったとかということがないように、しっかり取組をお願いしたいと思います。

次に、代表質問の中から何点か伺います。

◎街路防犯灯LED化の推進期間について

先ほど街路灯については川畑委員からも質問があったのですけれども、私からも1点だけ、代表質問でも設置の推進期間の考え方について質問をさせていただきました。先ほど、その件でも触れられていると思うのですけれども、設置推進期間を考える要素というのは何があるのかについていま一度、御説明願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

街路灯のLED化の設置推進期間ということでございますけれども、先ほど市長が答弁しましたが、設置期間を決定するための要素として大きいのは、やはり市の財源の問題もありますし、町会の財政状況ということもございます。これらのバランスを考えながら、助成率ですとか、限度額、それから期間、これらをどのようにするかということを考えてまいりたいと考えております。

○千葉委員

市民と語る会に出席したときに、町会の方々の要望というのは非常に多くて、私自身が非常に感じたことは、電気料金がだんだん上がって行って、先ほどお話があったように町会の世帯数も減っていくということで、町会では街路灯の管理または維持自体が今後できなくなるのではないかという声がありまして、非常にそれを重く受け止めたのです。

それで、今は、現制度の中で補助率を上げる、また、その負担をどうするということを考えられていると思いますし、また、そういう中で早期に実現してほしいというのはぜひお願いしたいことなのですけれども、また別のステージで、今後、どんどん人口減少になって、町会の規模も、かなり各町会で規模が全く違うので、今後、その維持・管理自体も本当に町会だけでできるのかというふうに懸念をしているのです。今、LEDの寿命が10年と言われておりますので、その先になると思うのですが、さらに電気料金がどうなるのか、また、そのLEDの金額はもちろん安くなるのかなという想像ができるのと、さらにもっといいものができるかもしれないということもあるのですけれども、やはり街路灯自体の管理を、先ほど所有権というお話があったのですが、今後、町会だけに任せていけるのかどうかということを、別なステージでしっかり御議論をお願いをしたい、また、そういう議論が今あるのかということについて伺いをしたいと思います。

○（建設）庶務課長

将来的な町会の状況ということもございますけれども、財源の問題等もありまして、今の時点では街路灯の全てを市で管理することは難しいというふうに、先ほども答弁させていただいております。そういうことで、現在は町会で管理をお願いしたいと思っておりますけれども、そういった将来的な問題もございますので、それらについてどういうことができるのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○千葉委員

ぜひ、その件については、よろしくお願いします。

◎土砂災害について

次に、土砂災害についても、代表質問で聞かせていただいたのですけれども、委員長からも冒頭にお話があったとおり、昨日から今朝にかけて、札幌市では非常に大変なことになっていて、小樽市はどうしてこんなに晴れているのだということで、不思議な、本当に申しわけないなという変な気持ちも抱いているのですけれども、今回、土砂災害ということで質問させていただいて、テレビ等々で避難勧告等々出ましたけれども、実際、小樽市で同じような状況になったときにはどうなるのだろうということも感じました。

それで、土砂災害警戒区域のところに居住されている方の人数ですとか世帯数をそれぞれお示してくださいという質問に対する答弁が、家屋数のみで把握しているということで、2,448棟とお答えをいただいています。この先、居住者ですとか、世帯数というのはどのように把握をされていくのか、その流れについてお聞かせ願います。

○（総務）半田主幹

土砂災害警戒区域内の居住者の世帯数等につきましては、現在、避難勧告を発令する対象者というふうに考えておりますので、その世帯数、人数について把握する作業を進めているところでございます。

○千葉委員

その警戒区域内に対しては、作業を進めているということなのですね。わかりました。

作業中ということですので、実際に避難勧告が出された場合というのは、この避難誘導、この区域内ではどのようになされていくのか、それについても説明願います。

○（総務）半田主幹

警戒区域に限った話ではないのですが、地域防災計画の中で、消防吏員、消防団、警察、市の職員が誘導に当たるといふふうにしております。

○千葉委員

では、作業的には進めているけれども、地域内ではしっかりとその世帯ですとか、状況等々は把握されているという認識でよろしいのですよね。

○（総務）半田主幹

警戒区域につきましては、ハザードマップを作成しておりまして、地域の方々に配付しておりますし、あとは町会長のところにもハザードマップを配付しておりますので、地域の方々ににつきましては把握されているものと承知しております。

○千葉委員

指定になった当初というのは、意識もあると思われるのですが、その先、少し時間がたったとき等については心配もありますので、また周知をお願いしたいと思うのですが、一番懸念するのは、土砂災害危険箇所の住民への周知徹底についても質問させていただきました。この中でも、一応、建設部都市計画課で閲覧する方法と、北海道のホームページで確認する方法がありましたが、今回、災害を踏まえ、公共施設内に図面を新たに掲示するですとか、危険箇所を閲覧できる北海道のホームページのアドレスを本市のホームページ上に掲載したいということで御答弁をいただいております。これについては、危険箇所自体を知らない方が今たくさんいるという状況の中で、これだけではやはり周知が進まないのかなというふうに思っておりますけれども、具体的に、今後、どのように進めていくのか、さらなる取組についてもお聞かせ願えますか。

○（総務）半田主幹

土砂災害危険箇所の周知につきましては、9月5日から、都市計画課の掲示板におきまして図面の掲示を開始しております。9月9日には、市のホームページのトップページにハザードマップのリンクを張っており、9月10日には、フェイスブック、ツイッターでさらに周知を図っております。あとは、9月29日から10月10日まで、別館と本館の間にあります渡り廊下でパネル展を予定しております。その他の周知方法につきましては、回覧板などで、同じように市のホームページのアドレスですとか、閲覧場所を紹介する形をとりたいというふうに考えております。

○千葉委員

今回、大雨が小樽にこなかったことに感謝もしながら、今おっしゃったことをしっかり徹底して、周知をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎外国人旅行者向けの消費税免税制度について

次に、外国人観光客についても質問させていただいたのですが、改めて外国人旅行者向けの消費税免税制度について、概略の説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

外国人旅行者向けの消費税免税制度についてでありますけれども、現行では、一般物品ということで、家電製品や衣料品、衣料品というのは着物や服、それからかばん、こういったものを外国人旅行者が購入するときに、同じ日に同じ店舗で合計金額が1万円を超えるものについては消費税を免税するという制度がございます。これは地元の税務署に申請して許可を受けるという制度であります。このたび10月1日より、この制度の範囲が拡大されまして、いわゆる消耗品と言われる食料品、飲物、薬、化粧品、こういったものにも範囲が拡大される、そして1万円という合計金額が、新しく拡大される消耗品については、5,000円を超えるものについて適用ということになっております。

○千葉委員

今、お話のあったとおり、小樽市にとりましても、今回の輸出物品販売制度改正で、免税対象の品目が拡大されたということは、市内経済の活性化につながっていくというふうに私も考えています。その制度の内容ですとか、許可、取得の方法についての説明会の開催などを考えていないのかという質問をさせていただいたのですが、

実際には札幌市で説明会が行われたということで、この開催状況についてと、市内の関連業者の方々の参加数など把握をされていれば、御答弁をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

この制度の説明会、セミナー等でございますけれども、5月9日に札幌市において開催されており、定員150名のところに170名が参加されたというふうに主催者から聞いております。

また、7月30日に、同じく札幌市ですが、制度のセミナー、説明会が開催されておりまして、こちらも定員100名に対しまして120名が参加されているというふうに聞いております。

観光振興室からも7月30日の説明会には職員が出席して、その説明を聞いているところですが、市内からどの程度というのは、残念ながら把握はしていないのですが、7月30日の説明会につきましては、出席した職員から聞いているところでは、市内の業者も数名いたという話を聞いております。

○千葉委員

どのぐらいいたかはなかなか難しいのかもしれませんが、もっとたくさんいてもよかったのかなと内心思っているのですが、今回、説明会に参加された、職員が見たという市内の業者の方の反応というのは、情報として入っているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

その説明会の後、お話を聞いたところ、検討はしているのだが、まだ申請するかどうかというところまでは決めてはいないというふうに聞いております。

○千葉委員

今まで対象になっていなかった食料品ですとか、飲物類、化粧品、薬品ということで、実際にこれらを本市で購入されている方はたくさんいらっしゃると思うのですが、外国人観光客が購入している状況については把握をされていますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

外国人観光客の本市における物品の購買について具体的には把握はしておりませんが、昨年度の観光入込客数でいきますと、外国人の宿泊客数が急増していると、過去最高になっているということから推測すると、その購買力、外国人の市内における購買力というのは上がっているのではないかと推測しております。

○千葉委員

市内の量販店とかに行きますと、やはり消費税がかかっているけれども、菓子類などは非常にたくさん買われている訪日外国人の方もお見受けしますし、化粧品などもいろいろ選ばれている姿もよく見受けられます。いろいろな経済対策等を行っていても、観光客がたくさん来たとしても、市内の業者の中には、うちには関係ないからという、そういう商店ですとか事業者がいらっしゃるのです。でも、そういう意味でなかなか恩恵の行かなかったそういう業種、商店、事業者にも、これはやり方によっては売上げが少しでも増加する、非常にそういういい意味でのメリットも含めた制度かなというふうに私は思っています。そういう考え方についてはいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

本制度の趣旨といたしましても、首都圏に集中しているというその購買力を地方ならではの土産も対象になるという趣旨でこの制度が拡大されているというふうに聞いておりますので、この制度の拡大は全国的に行われますので、観光振興室としても、こちらの制度に多くの事業者が申請をしてもらいたいという気持ちは持っております。

○千葉委員

実際に申請手続がどのように行われるかについては、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

申請手続については、基本、地元の税務署に輸出物品販売場許可申請書というものを提出します。それには店舗

の図面ですとか、扱い品目等々の書類を添付して出していただくことになります。税務署では、五つの要件というふうに記載されているのですけれども、いわゆる外国人の利用度が高いと認められる場所にその販売場があること、外国人旅行者向けの特設売場を設けるなど、外国人に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設を有すること、それと申請する事業者が過去 3 年、国税において、その納税義務が適正に履行されていること、申請する事業者の資力及び信用が十分であること、そのほか許可することにつき特に不適当であると認められる事情がないことという五つが挙げられており、1 番目の外国人の利用度というところであれば、当然、本市においてはクリアすることですが、2 番目の外国人に対する必要な人員の配置及び物的施設を有するということで、その対応について考えているという事業者も市内にはいるというふうに聞いております。

○千葉委員

今、人員ですとか、物的なことで説明があったのですが、実際に免税販売店の物品を販売する場合の流れについてお聞かせ願います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

免税店に、外国人旅行者といいますか、購入される外国人が物を購入するために入ってこられ、そして買う品物が、対象となる品物で、先ほど言った消耗品であれば 5,000 円以上ということでありまして、まずパスポートの提示をしていただき、確認をして、購入記録票というものをパスポートに張りつけます。この購入記録票というのは、本人のパスポートナンバーですとか、いつ日本に入国したなどその方の情報のほか、買われた物の品名、数、単価、そして合計金額、こういったものを記載したもので、これをパスポートに添付して割り印をするということになります。

それともう一つ、その購入者からは、購入者誓約書というものにサインをしていただいて、その店舗に提出してもらいます。その後、その買われたもの、ここで言う、今回対象になる消耗品については、国内で消費できないように段ボール若しくは透明の袋に入れてきちんと割り印をして、国内ではあけてはいないというふうにする包装をして、お金を払っていただくというような流れになります。

○千葉委員

今回の改正に当たっては、申請の手続ですとか、販売のそういうものも簡素化されたということを伺っていたのですが、今 1 度聞いただけでも、結構職員の方に周知徹底するのは非常に大変なのかなというふうに実感をいたしました。

先ほど、説明会に参加された業者が検討をしているとはおっしゃっていましたが、すぐやりたいとか、やるというふうにいかないというのは、やはりこういう課題があるということで捉えてもよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

市内の業者に聞いたところ、こういった制度は理解しているのだが、店舗においてはバスで外国人の方が来られて、時間が決まっている中で施設を見ていただいて物を買っていただくという中で、例えばそういったバスで 20 人ないしは 25 人の方が一度に来られて、全ての手続となると、なかなか人員的な対応、そして決まった時間内ということがあるので、そこをどういう流れにしようかということで検討しているというお話も聞いております。

○千葉委員

今、免税の商品拡大がされましたけれども、現在でも限られた免税品を取り扱っている業者、店舗がありますよね。2013 年 7 月 1 日現在では、道内で 237 店舗で、札幌が 106、小樽が 55、北広島が 21、千歳が 20 などということで、小樽は非常に多いほうなのかなと思っていますけれども、主な取扱商品と、先ほど言った懸念されることというのは、実際に、今、免税品を取り扱っている業者にも同じことが言えるのかというふうに思うのですが、現在、その課題をどのようにクリアされているのかということについてはいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

現行の制度で免税店となっている市内の店舗についてですが、これがなかなか具体的には公表されておらず、私どもで押さえているのは、この制度に申請をして、なおかつ J N T O に、こういう免税店ですよというステッカーを申請している店舗は J N T O で公表しておりますので、そこを見ますと、市内においては店名はあれですが、市内で数店の店舗を展開しているガラス店ですとかオルゴール店、それと地場の企業でも幾つかございますし、あとは全道チェーンや全国チェーンというのでしょうか、大きなディスカウントショップですとか、眼鏡のチェーンの小樽での店舗、こういったところが現行の制度で登録されて、免税店になっております。これらの業者については、聞くとところによると、新しい制度になってもそのまま移行するということで、もしこれらの店舗が今回、新しく拡大される消耗品を扱うことになっても、そのまま登録の状態になっているということでございます。

今回、新しくこの拡大される消耗品というのが、いわゆる梱包するときにきちんとしなければならない、これまでの対象物品というのは、家電製品であったり鞆であったり衣服であるので、普通の包装というのでしょうか、そういうものでも可能だったのですが、今回の拡大される品目の消耗品については、きちんと国内で消費されないようにといった梱包をするというのが少々事業者にとっては手間といいますか、考えるところになっているのではないかと考えております。

○千葉委員

今年の 4 月 1 日時点では、全国に免税店が 5,770 店舗あるそうなのですが、今回、国土交通省では、それを 1 万店以上に増やすということが目標で、中身を見ますと、やはり地域の免税店を拡大して、地方を訪れる外国人にその地方ならではの特産品を買っていただけるように、そういう消費拡大を目指した制度の改正というふうに伺っておりまして、本当にものづくり、菓子のおいしい小樽市にとっても非常にメリットのある制度改正なのかなと思っております。

また、来年度の税制改正の中でも、国土交通省から要望事項が出ておりまして、クルーズ客船の着く埠頭に臨時で仮店舗を出店するお店がありますけれども、どんどん拡大するような動きもあります。この免税店の許可申請手続も非常に負担だということで、簡素化をしていきたいということで、そういった意味からも、なかなか踏み出せない業者はたくさんあると今思いましたし、手続もそう簡単ではない、いろいろ課題があるのかなと思いましたが、やはり市内でも商工会議所、また観光協会等含めて説明会を開いて、小さな業界で、対一で質問ができたりだとか、ではこういうときにはおたくではどうやっているのかという、そういう情報交換する場、そういうのをきちんと持っていたきたいというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

市内での説明会ということでございますけれども、既に札幌で行う説明会については、観光協会の会員、商工会議所の会員に通知といいますか、周知を図っているところであります。

市内では、これまで行っておりませんが、今後、また観光協会の会員等にその意向を聞きながら、それと今回、新しく品目が拡大されることに伴う市内での申請状況などについても聞き取りなどをしながら、その数を見ながら説明会について考えていきたいと思っております。

○千葉委員

やはり 10 月 1 日から始まって、すぐに市内のそういう免税店が増えるとは私も思っていないのですが、今後、どんどん国内の観光消費額が人口減少とともに減るとなれば、やはり外国人観光客の方に来ていただいて、たくさん消費をしていただいて、それが市の経済の活性化につながるような施策になっていただきたいと思っておりますので、ぜひ、そういう説明会等々、丁寧に対応をお願いしたいということを要望しまして、私の質問は終わりたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室長

千葉委員から、消費税の免税のお話がありました。確かに、お話にもあったとおり、観光庁のホームページを見ましても、各地の特産のお菓子や地酒などの地場産品を外国人旅行者に買ってもらうチャンスであるということをやっております。そして、外国人だけの統計ではありませんが、日本人も入れた統計の中では、本市の土産品のベスト5に、菓子と、それから海産物と地酒・ワインとかというものが、三つが入っております。ですから、これはやはり私どもの観光にとっても非常にチャンスだと思いますので、先ほど手続は、文書で見ると確かに面倒くさい感じがするのですが、私どもがきちんとどういう手続になっているかも理解した上で普及に努めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（秩）委員

◎原子力防災について

私からは、原子力防災に関して3点ほど伺いたいと思います。

まず1点目は、小樽市原子力防災計画の策定状況について伺いたいと思います。

以前より、こういうものを策定中であるというお話を伺っております。この小樽市原子力防災計画については、再稼働さえなければ必要のないものでしょうし、この計画が必要になるということは絶対に避けなければならないものではあるのですが、それでも今回の九州の川内原子力発電所の原子力規制委員会の審査合格で、この後、実際に再稼働ということになれば、九州ではまだ避難計画ができていない中で動いていくという状態になります。そういう状態というのは、この小樽市において絶対に避けなければならないと、市民の安全をしっかりと守っていくためには、こういう計画はやはり必要であろうということでお話を聞かせていただくものです。

それで、本市は、国が避難計画策定を義務づけている北海道電力泊発電所の半径30キロメートル圏外ではありますが、その中でも計画をつくろうということで始めているわけですが、その現段階での検討中の概要、それから話をされている、検討されている項目についてお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

現段階での検討中の項目などについてですが、本市の原子力防災の対策につきましても、国で出している作成のマニュアル等に準じてつくっていくことになるのですが、現在、項目につきましては、情報収集や連絡体制に係る資機材の整備などを行う事前の対策、災害発生時の通信連絡手段の確保、職員の配備体制、また住民への情報伝達、広域避難者の受入れなどの緊急事態の応急対策、災害地域住民の記録や風評被害等の影響の軽減など、中・長期対策などというふうになっております。

○佐々木（秩）委員

その中で、やはり実効性のあるそういう災害対策を立てるためには、まず事故の被害の想定、事故がどのように起きていくのかとか、被害の想定をして、多くの課題について十分検討する必要があると思うのです。

そこで、今言っていた項目それぞれについて、現在のところ検討されている想定に沿って防災の対策や避難の大きな流れというのですか、そういうものを現段階で説明できる範囲で説明してください。

○（総務）小濱主幹

想定の流れということですが、一つ一つの発電所について具体的なものということではないのですが、国の原子力災害対策指針ですとか、北海道地域防災計画の原子力防災計画編では、原子力施設の状態に応じた防護対策です

とか、空間放射線量率、土壌や植物などの環境試料中の放射性物質の濃度に基づいた防護措置実施の基準を示しております。この中で、流れにつきましては、例えば後志管内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、警戒事態ということになりまして、こちらでは、泊原発から半径 5 キロメートル圏内の P A Z では、要援護者などの避難準備が行われます。

また、発電所に外部から電気を供給できないなどの場合は施設敷地緊急事態というふうに定められておりますが、この事態に至りましたら、P A Z では住民の方が避難を準備すると、泊発電所から 30 キロメートル圏内の U P Z におきましては屋内退避の準備をするというふうになっております。

また、原子炉に注水、水を注ぐことができずに冷やすことができない場合、これは全面緊急事態ということになりますが、この事態に至ったときには放射性物質の放出がなくとも、P A Z では避難を開始すると、U P Z においては屋内準備を行うというふうになっております。

また、放射性物質が発電所の施設外に放出された場合は、空間放射線量率の計測の値などに応じてで、U P Z などでは避難が行われることとなっております。

○佐々木（秩）委員

U P Z までの話は、そういうふうに伺いました。

それで、肝心のそこから先の小樽にかかわる部分については何か想定された流れみたいな、避難の流れというか、動きみたいなものはありますか。

○（総務）小濱主幹

U P Z 圏外の具体的な基準、防護対策などということなのですが、代表質問で市長が答弁いたしましたとおり、国の原子力規制委員会では、9 月中に、原子力災害事前対策等に関する検討チームを再開しまして、U P Z 圏外、30 キロメートルより外になりますが、そちらでのブルーム通過時の防護措置の実施の範囲ですとか、判断基準等について検討を行う予定としております。いつできるとか、策定の時期とかは申し上げられませんが、国ではこういうことで検討を始めているということになっております。

○佐々木（秩）委員

今のお話ですと、国の原子力規制委員会が 8 月 20 日にそういうものをつくるということを決めて、30 キロメートル圏外の住民についても避難や屋内退避の判断基準をつくることを決めたというふうに報道されました。

それで、前から小樽については独自に、そういうものが出てくる出てこないにかかわらずつくるとことで判断されて進めておりましたが、今のお話ですと、国のこの指針との整合性をとるために、それが出るのを待ってから小樽市のも出すのだという、その小樽市の公表のめどというのは、そういうことになるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

本市の原子力防災対策については、現在、作業中でございます。策定の時期等は申し上げられないのですが、やはり国の検討結果などで、本市の対策に関係するものについては直ちに反映できるようにということで、国の対策が出てから動き出すということではなくて、引き続き作業を進めながら、国の対策が出たときにすぐに反映できる形で進めてまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

ということは、国のにそれほど遅れずに小樽の対策も出しますというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○（総務）小濱主幹

国からどういう形で出てくるのかがわからないのですけれども、国の対策が固まった段階とイコールということにはならないかと思いますが、遅れない時期に策定をしたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

そしてこれは、地域防災計画の中に位置づけられていると思うのですが、この地域防災計画のほうも改定をする

ということですが、これは同じ時期に、同時期に出てくる形になりますか。

○（総務）小濱主幹

本市の原子力防災対策については、以前から本市の地域防災計画の中に盛り込むというふうにしておりますので、その修正を行うときには、地域防災計画の修正という形で行うことになります。

○佐々木（秩）委員

それで、その中について少し伺いたいのですが、国に準じてということですので、どこまでお答えいただけるかわからないのですが、一つお願いしたいことは、風向きや地形によって放射性物質の拡散状況が異なるということで、これは福島原発事故でも、先ほどから話が出ている P P A、プルームが飛ぶ方向や、雨が降れば、飛んでいったところで急に放射線の値が高くなるというようなことがあって、30キロメートルから45キロメートル圏の飯舘村については、そのような状況の中で避難指示の後、現在も全域避難区域に指定されたままだという状態です。このようなことが小樽でも起こりかねないということが日ごろから言われていますが、やはり小樽市もこの P P A 区域には当たると思うのです。これまでの訓練など見ていますと、後志方面からの避難者を受け入れる態勢が主になりがちですが、私としては、やはりプルーム等のそういう条件によっては、市民が避難をするという態勢についても、きちんとこの計画の中に位置づける必要があると思うのですが、その辺についてはお考えでしょうか。

○（総務）小濱主幹

本市におきましても、当然、空間放射線量率が高いレベルになる場合などがあるとすれば避難が必要になることも考えられますので、避難なども含めた防護措置も定めていかなければなりません、先ほど申し上げましたとおり、現在、検討チームで検討を行っておりますので、その状況を見ながら内容等を検討していきたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

安定ヨウ素剤の配付や服用については、これも国に準じてということですから、すぐということにはならないのかもしれませんが、お考えの中にあるでしょうか。

○（総務）小濱主幹

安定ヨウ素剤について、現在、P A Z の中では具体的な配付方法とかが決められてきているようですが、こちらにつきましても、おっしゃるとおり、検討チームの検討結果などを踏まえて検討していきたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

それ以外にも、検討しなければならないことが山積していると思うのです。ざっと見ても、30キロメートル圏内のバス避難のためのバスを小樽からどうやって出していくのかとか、市内での運転手の手配、その方の防護措置や安全面の確保をどうするのかとか、受入れ自家用車の避難や自主避難の自家用車の対応、その車そのものの除染、それに乗ってきた人の計測や何かはどうするのかとか、駐車スペースの確保、こういういろいろなものについて市が全部来たものを担当するというのは、やはり不可能だと思うのです。国・道・市とかの役割分担などについて説明してください。

○（総務）小濱主幹

まず、避難されてきた方のスクリーニングというのですか、放射線被曝をしていないかどうかというところの測定ですか、車も含めてそうなのですが、そういうところについては国・道というところでスクリーニングポイントをつくって、そちらでスクリーニング、除染等を行うという形になります。

また、避難するときのバス等につきまして、それらを全部、小樽市で担当するというのではなくて、北海道でも調整を行いまして、避難元の町村でバス事業者、小樽市内のバス事業者もそうだろうと思うのですが、そちらと協定を結ぶなり、そういう形で協力を得られる形で進めていると聞いております。

○佐々木（秩）委員

特に小樽市が担当しなければならないことというのは、今のところ、どういうことがあるのですか。

○（総務）小濱主幹

今の時点で避難の関係で言いますと、古平町の住民については小樽市を非難先としており、小樽市内のホテルに避難するということになっているのですが、すぐにホテルに入れない場合等もありますので、その場合には小樽市の避難所を一時滞在場所として開設して、そこで受け入れるという形になります。こちらについては、古平町の職員が来て、後々は運営していくことになるのですが、やはり当初の部分では小樽市の職員の協力というのにも必要になってきますので、そういう開設の準備ですとか、あとその場所での受付というところでは小樽市も担当するといつか、かかわるといつか、業務を行うことになります。

○佐々木（秩）委員

おおよそわかりました。非常に避難にきつと、この後でもシミュレーションの話で聞かせていただきますけれども、車等が汚染された状態で小樽市に入ってくるという中で、その車をどうするのかとかいうのも非常に福島でも問題になったそうですので、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思います。

2 点目についてお聞きします。

今年の 7 月 8 日に、道の第 1 回原子力防災に関する連絡会議というのが開催をされています。小樽市も出席されていますけれども、この連絡会議の開催目的と内容について、特に本市にかかわる部分についてお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

連絡会議の開催目的等についてですが、開催の目的につきましては、原子力防災対策を進めていく上で、後志管内をはじめ、避難先となる自治体を含めた相互の連携協力が必要なことから、関係自治体が一堂に会し、情報共有などを図ることを目的として北海道で設置したものでございます。北海道と後志管内 20 市町村のほか、札幌市、室蘭市、長万部町など、後志、石狩、胆振、渡島管内の市町村も入りまして構成されているところでございます。

内容につきましては、平成 25 年 1 月の設置以来、これまで 4 回ほど開催されておりますが、この間、北海道の原子力防災計画の修正ですとか、国の原子力災害対策指針の見直しや北海道原子力防災訓練についての説明、また、本市にもかかわりますが、広域避難に係る手順等についての意見交換、また、北海道電力が出席して新規制基準の適合性審査状況の説明なども行われたところでございます。この連絡会議におきましては、本市は避難先となる自治体ということになります。

○佐々木（秩）委員

今、お話のあった道の原子力防災計画編と、それから今までお話を聞いていた小樽市の原子力防災計画との関係というのはあることになりますか。

○（総務）小濱主幹

市町村の地域防災計画については、災害対策基本法第 42 条において、都道府県の計画に抵触するものであつてはならないとされています。

本市は、先ほどお話がありましたように、原子力防災計画の策定を義務づけられた自治体ではありませんが、本市の地域防災計画に原子力防災対策を盛り込む際には北海道の計画を踏まえた内容としていかなければならないというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

さらに、原子力防災訓練についてこの中でお話がかったと聞いていますが、昨年度の本市にもかかわった防災訓練の報告とか、課題等について出ているとお聞きしています。それと今年度のこの防災訓練について、予定その他があるのであれば、あわせてお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

まず、平成25年度の訓練の概要なのですが、訓練の項目については、住民避難訓練ですとか、緊急被曝医療訓練、通信連絡訓練、あとオフサイトセンターでの指揮所訓練など、多岐にわたっております。

本市では、通信連絡訓練のほか、北海道や自衛隊が小樽フェリーターミナルに救護所を設置しまして、積丹町、古平町、余市町、神恵内村、泊村、これらの町村からの避難者のスクリーニング訓練が行われたところでございます。

また、本市と本市を避難先としている古平町で、総合体育館を会場にいたしまして、避難者が避難先である市内のホテルに入る前に滞在する一時滞在場所の受入れ訓練を行ったところでございます。

昨年度の報告での課題についてですが、この一時滞在場所の受入れ訓練につきましては、古平町からの受入れ依頼をいただく部分ですとか、一時滞在場所での受付、また、ホテルの割り振りなど、大まかな流れについて確認できましたが、一時滞在場所に用意する資機材の種類ですとか、必要な人員数、ホテルへの確認方法、自主避難者への対応など、実際の受入れ態勢についてまだまだ検討しなければならない課題があったということでございます。

本市に係する26年度の訓練ですが、今年度も全体的に訓練項目に大きな変更はございません。

ただ、実地の広域避難訓練につきましては、札幌市ですとか洞爺湖町へ避難する町村の訓練が行われますので、本市での実地の訓練は、今年度につきましては通信訓練、通信連絡訓練を実施することとしております。

○佐々木（秩）委員

実施の日時をお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

今年度は、10月24日に実施される予定となっております。

○佐々木（秩）委員

やはり私たちも見せていただいたりしまして、小樽市のかかわりとか、そういうのがよく見えてきているわけですが、今後も万全を期してよろしくお願ひしたいと思います。

3点目です。

その避難にかかわって、昨年11月、道から避難時間推計シミュレーション結果というのが出ました。ネットにも出ておりましたけれども、そのシミュレーションの対象範囲というのが、泊原発を中心とした半径30キロメートルの範囲ということですから、本市は入っていないということなのですが、その結果というのが、見ますとやはり、特に本市へ向かって避難をされる方々の動きというのが、市民の皆さんの動きとバッティングしたりして、かなり影響を受けるだろうと思われる中身になっているように私は思いました。

そこで、そのシミュレーションの目的と内容について、図があれば非常にわかりやすいのですが、言葉で説明するのは難しいと思うのですが、実際に想定パターンとか、基本的な避難の手順や何かについてお話しください。

○（総務）小濱主幹

シミュレーションの目的などについてですが、目的につきましては、原子力災害時の状況に応じたさまざまな避難手順などを想定しまして、避難に要する時間を推計することによって、あらかじめ避難時間を把握して、より効率的な避難の方法ですとか、交通渋滞対策などを検討することを目的として北海道が実施したもので、平成25年10月に報告書が出されております。

想定の対象につきましては、委員がおっしゃったとおり、30キロメートル圏内の住民の避難ということになります。

避難手順と想定のパターンなのですが、避難手順につきましては、PAZの中の住民90パーセントということなのですが、それが避難を完了した後、UPZの住民が避難を開始するというパターンと、PAZで避難を完了した

後、20キロメートル圏内、30キロメートル圏内の順番に避難をしていくというのが二つのパターンです。あと、P A Zの方が避難をした後、泊発電所の東側の地域、北側の地域、南側の地域の順に避難をするという、この3パターンにつきまして、それぞれについて自家用車の利用率ですとか、自主避難率と、あと季節、時間帯などを加味して、全体で372パターンの計算を行っております。

○佐々木（秩）委員

それで、シミュレーションの結果、避難時間とか、渋滞発生 の推定などについて、特に本市にかかわるであろうと思われる、本市に避難してくるまでの動きの中でそういうことが起こるというようなことがあれば、お示ください。

○（総務）小濱主幹

町村別の避難時間については、答申に示されていないところなので、全体的なところの結果でお話しさせていただきます。

標準的な指標ということで、道では、P A Zの後、U P Zが避難をするという手順におきまして自家用車の利用率が95パーセント、自主避難率が40パーセントで、夏の日中に避難をするということになりますと、P A Zでは7時間15分、U P Zでは12時間30分というふうになっております。

また、季節、時間を冬の日中ということで、ほかの条件については一緒にするのですが、冬の日中では、P A Zでは8時間15分、U P Zでは14時間15分となります。

また、積丹半島が通行止めとなった場合につきましては、P A Zでは8時間15分、U P Zでは13時間45分、また、夏の観光のピーク時につきましてはP A Zでは9時間半、U P Zでは18時間15分、また、100パーセント皆さんが自主避難をされたという場合につきましては、P A Zでは11時間、U P Zでは10時間30分というふうになるという結果が出ております。

○佐々木（秩）委員

今、お聞きしますと、本当に皆さんが理性的に、原発に一番近い人を先に逃がして、それを待って、それからU P Zの方々が逃げて、そしてそれを小樽市が受け入れてという非常に理性的に避難した場合で、最短でも7時間から8時間だと、もう少しかかった場合については13時間、14時間ということですよ。これは30キロメートル圏外まで避難する場合ということなので、小樽に来るにはもう少し時間がかかるだろうと思われるのです。そうした場合、例えば国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告では、重大事故発生から格納容器の損傷、そして放射性物質放出までに要した時間は3時間から8時間半ということになっていますので、これは、きちんと30キロメートル圏外に避難するまでには全て終わっているということになるぐらい、やはり深刻な状況であろうということがわかるのです。

そこで、そういう状況になってしまうということで、このシミュレーション、それから最初にお聞きした小樽市の防災計画というものについて、やはりしっかりとこういうものを想定した上で立てていただきたいというのが最後に私からのお願いということでお話をさせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎財政問題について

まず、財政問題について質問させていただきます。

その前に、本会議での議論を聞いていて、1点だけ確認をさせてください。

中松市長が、真の財政健全化というのは何かというような質問の際にお答えになっていたのは、他会計や基金か

らの借入れがなく、収支均衡予算が編成できることだというような御答弁だったと思いますが、それでよろしいですか。

では、私の代表質問の中で、借入れは一体どれぐらいで返せるのかという質問をさせていただいたときの市長答弁では、12年にかかるということでした。ということは、真の財政健全化、今のイメージでは最低でも12年がかかってしまうだろうという計画であるのかどうかをまず確認させてください。

○（財政）齊藤主幹

市長から答弁がありましたとおり、他会計からの借入れ、そして基金からの借入れ、全て終了するのに12年程度かかりますので、おっしゃるとおりだと思います。

○安斎委員

そこで、他会計、基金からの借入れが、全て赤字というふうにはみなされないけれども、もし計算した場合は実質赤字比率は13.19パーセントになるということで、これが赤字だった場合は財政再生団体という結構苦しい状況にはなるという、簡単な計算なのですけれども。

（発言する者あり）

そういうふうにおっしゃってはいないのですけれども、それぐらいの基準があるぐらいの借金があるというふうになります。

そこで、下水道事業会計からの借入れの部分の償還については、資本費平準化債の償還とあわせて返していくということでしたが、その12年間の償還計画について、借入れの部分の償還計画について、わかる範囲でお示しいたきたいと思います。

○（財政）齊藤主幹

下水道事業会計からの借入れの償還計画ですけれども、委員がおっしゃったとおり、平準化債の返済とあわせて返していくという計画になっておりまして、毎年返していくわけですけれども、まず今年度で言いますと、元金償還が1億8,900万円という形で順次返していまして、最終的に、平成38年度に4,300万円返還して元金の償還が完了するという予定になっております。

○安斎委員

ざっくり平均的に1億8,900万円から順次、その程度のお金で返していくという計画だと思います。

また市長答弁から質問をさせていただきますけれども、市債償還の部分で、健全化に向けた取組を継続しながら、必要額を確保してまいりたいという御答弁がありました。

私としては、性質別経費で扶助費が一番高いというところがありまして、その辺の歳出を、やはり、今、人口が減っている中では、市債の残高を計画どおりに返していくのは難しいのではないかと質問をさせていただいたのですが、この必要額というのが一体何なのかを御説明いただきたいと思います。

○（財政）財政課長

必要額につきましては、文字どおり公債費の償還額、それを確保していかなければ公債費を償還できませんので、その額を必要額という形で言ったところでございます。

○安斎委員

公債費ということなのですが、市で出している財政の中・長期的見通しの中では、公債費の部分が年間大体50から60億円ぐらい返していくというふうになっています。ただ、その中で扶助費がかなり上がっていきます。そして、さらに市税収入も落ち込んでいきます。さらに、代表質問で言わせていただきましたけれども、財政調整基金もどんどん枯渇していくという状況になっているのですけれども、やはりこの中で一番改善していただきたいのは、扶助費の支出の部分ぜひ改善していただきたいと思っているのです。

これについては後ほど、また改めて違う場で議論させていただきますが、問題は、今回、財政問題を取り上げさ

せていただきましたのは、今後、新市立病院が運用開始になりまして、現在は大分いい状況にはなっています。10 年間は患者もいるという計算が出ていて、10 年間は大丈夫だろうと。ただ、ではその後どうなっていくのかがまだ不透明でありますし、病院には頑張っていただかなければいけないのですけれども、人口対策として教育とか子育ての部分で私が訴えてはいるのですが、すぐ目に見えて人口が増えるというわけでもないです。その中で、今までは病院のツケを一般会計からじゃぶじゃぶつぎ込んで返していったわけですが、今度は、病院の運用が始まって10年以降やその前の部分で、家を買った子供がローンを返せなくなる、子がこけた場合に親が本当に返していけるのかというのがすごく不安でなりません。私としては、将来の子供たちに、未来を担う子供たちにツケを回さないでいただきたいという観点で、今回、財政問題、将来の償還の部分も質問させていただきました。

何が言いたいのかといいますと、こういった計画どおりに進んでいかなかった場合、病院も含めてなのですが、また一般会計からつぎ込んでいってしまうのかということところが不安に思っておりますので、その辺をどなたかお答えいただいて、しっかり償還していただけるということがあれば、お答えいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

病院を含めてのことなのですが、これから病院がオープンになるということで、あくまでも病院の努力の中で今後はやっていけるというお話ですので、現時点でたればで申し上げるのはいかなものかと思っておりますので、そちらについては答弁を控えさせていただきますけれども、公債費全般でどうするかという問題につきましては、そもそも公債費というのは、道路や公園、学校などを建設した場合に、現役世代だけに負担を負わすのではなくて、将来それらを使う方々にも負担をしていただく、いわゆる世代間の公平性を図るという意味合いがございますので、そうしたことから、今後、これから将来に向けての市債償還を、現時点では何で手当していくかということは、起債に関していいますと20年、30年のものがございまして、さらには今後、また借りてそういうインフラ整備をしていかなければなりませんので、何で捻出していくかということは今の時点では申し上げられませんが、市長から答弁させていただいておりますけれども、あくまでも財政健全化の取組、歳入増と歳出の部分、入りと出の部分を調整しながら、今後の中・長期的な収支を見極める、結局これを見極めるとともに、やはり今後どのような投資をしていくか、その辺の平準化を図るということも必要ですので、そういうものを見ながら、毎年度の予算編成の中で、その返すべき額、必要額を確保していくという形になろうかと思っております。

○安斎委員

そういった危機感を共有させていただきたいということもありました。やはりこのまちに住む若者たちが、納税しても、ただ借金に回っているのだという認識を持たれるのも嫌ですので、せつかく教育とか子育てに力を入れていただけるということですので、しっかり将来を見据えて、償還していきながら将来の負担も減らしていただきたい、これが私の考えでございました。

◎小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例について

次に、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例について伺います。

まずは、景観条例の目的をお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の目的ということでございますけれども、条例の第1条に書いてございまして、「小樽市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出するために必要な事項並びに景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、歴史と自然にはぐくまれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進め、市民文化の向上に資することを目的とする。」とあります。

○安斎委員

その小樽らしいというところですが、それを具体的に何点か挙げてお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

この条例の中で言うております小樽らしさということは、いろいろあるのですが、一つは歴史的建造物というのが代表的なものと言えるかと思います。それと、その歴史的建造物と古くからの小樽市が持っているまち並み、この景観の美しさというのでしょうか、歴史性というのでしょうか、そういうところがあると思います。

もう一つは、そういう中心部だけではなく、郊外にも小樽市のいろいろな地区に景勝地というのでしょうか、いい景色の見える場所がたくさんあると、そういうことも含めて小樽らしさということかと思います。

○安斎委員

小樽らしさということで、たしか色も指定されていると思うのですが、それについても御説明いただけますか。

○（建設）まちづくり推進課長

景観条例によります色彩の規制ということでお答えさせていただきますけれども、本市の景観条例は、平成16年に景観法が施行されて、それを受けまして21年に全部改正を行っております。このときに、建築物の屋根や外観の色彩に関する具体的な制限を設けてございます。

制限の内容につきましては、簡単に申しますと、例えば外壁に使用できる、建物の外壁に使用できる色の色彩の範囲を色相と明度、彩度、簡単に言いますと色合い、明るさ、鮮やかさ、こういったものの組合せで示しまして、派手な色合いや、けばけばしいものを規制しております。これらにつきましては、対象となる新築や修繕などの行為に対しての届出制ということになってございます。

○安斎委員

なぜこの質問をさせていただいたかという、市内の観光客がたくさんいるところを歩いていると、今おっしゃった派手でけばけばしい色を使った部分が散見されるところがありまして、では一体市として何で条例を持ってどういうふうに指導しているのかというところが気になりました。

それで、申請の際にそういったところを指導できるということですが、今回、特定はしませんが、そういった色が派手だったり、けばけばしい部分の改修のあった建物については、どういうふうに申請があって、市としてどのように指導したのか、お聞かせいただけますか。

○（建設）まちづくり推進課長

景観条例の中では、全ての行為について届出をしないということではなく、届出を要しない行為というものもございます。例えば、建築物の建築等のうち、地盤面からの高さですとか、建築面積あるいは色彩の変更にかかわる部分につきましては、一壁面の変更面積などによりまして、規模が小さいものにつきましては届出を要しない行為というふうに規定しておりまして、色彩基準による規制の対象とはしていないというところでございます。

また、先ほど申しましたように、平成21年に条例を改正して色彩基準を設けておりますので、この条例の改正前に建築や修繕などを行った工事につきましては、色彩基準が適用されてございません。ですから、御指摘のありました建築物の多くは、これらのいずれかに該当するものと考えてございます。

○安斎委員

条例改正前の部分については、なかなか難しいと。ただ、改正後に面積の基準ではじかれて、知らないところでけばけばしくなってしまうという建物が結構あるというふうに思っております。思うのは、その基準がどうこうでなく、まちづくりとして、一体、ではその色があるということをどう思っているのかというところを課長からお聞かせいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

色彩基準の細かいところまでの適用というのでしょうか、なかなか条例の中で届出を前提とした規制ということでやっておりますので、建築確認申請があった際ですとか、規模が小さくても窓口に来られる方というの

はやはりいらっしやいまして、そういうときには届出の対象の基準に満たなくても、色彩基準に合わせた変更について御協力をお願いするということはしてございます。また、条例施行前のものについても、次に工事するときには対象になってきますので、そういう意味では少し時間がかかりますけれども、だんだんそういうものは解消されていくものと考えてございます。

そういう解消されないものについてどう考えるのかということですが、これは感覚の問題もあるかと思いますが、そういうものが非常に増えてきて目障りになってくると、たくさん市民の方からそういう意見が来るといような状況には、まだそこまでには至っていないと思っておりますので、そういった状況の変化につきましては、私どもとしても注視をしてまいりたいと考えてございます。

○安斎委員

市民の方からそういった声が上がっていないから、まあ注視をしていく状況だということなのでしょうが、私がいりいろな機会を得て全国の観光地へ行くと、地区の指定自体が違うのですけれども、保全地域などになっているところは、やはり大手コンビニであっても茶色に統一するとか、ポストの色もきちんと変えているとか、すごい力の入れようなのです。

では、小樽市としては一体どこを目指しているのかというのが最近すごく気になり始めておりまして、結局、そういった基準もあって、まだまだそういった市民の声が上がっていないということなのであれば、結局そのままずるずるいってしまうのかなと思っています。ですので、小樽市として、今の基準でそういったところが出てきてしまうのであれば、基準の見直しを含めてもう一度検証していただきたいというふうに思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

例えば基準の見直し等をすべきという御意見かと思いますが、私どもといたしましては、条例で届出を要しない範囲というのも定めてございますので、これは小規模なものに限ってございますけれども、今のところは小規模ということで、大きな影響はまだないのかというふうに考えてございます。そういう事例が増えていって、まち並みの景観に影響を及ぼすという状況になったときには、そういったことも考えてはいきたいと思えます。

○安斎委員

小規模と言いつつも、その総体の面積が大きければそれもまた大きくなってしまいうのも事実でありまして、浅草橋の周辺では、どこまでの部分がどうかかわからないのですけれども、いきなり、急に黄緑色が見えたとか、そういう事例もありますので、そうおっしゃらずに、ぜひ基準を見直す観点でまちを一度見ていただいて、ではどこにどういうのがあって、ではどこまでなら許せるのかというのをいま一度、やはり小樽市は観光都市としてすごく有名になってきておりますし、来た観光客をがっかりさせないまち並みを保全していく取組を進めていただきたいと思います。答弁は要りませんので、そういった要望として受け止めていただきたいと思います。

◎学校図書館司書について

続きまして、学校図書館司書について伺います。

学校図書館司書、今年度で2年目ということになります。私としては一度司書のいる図書室にお邪魔をしまして、その様子を見ましたけれども、今まで私が行った図書室とは違って、何か書店に行ったような感じの雰囲気を感しました。それはやはり司書の方が、こういった本が今人気ですよ、ここを読むとこんなことがありますよという、その方が持っている感覚も含めて子供たちにどういうことがいいのかというのをすっきり、わかりやすくしているなということで、大変評価させていただいております。

昨年度始まって、今年度さらに規模を拡大したということなのですから、まず市教委として、これまでとの違いとか、効果とか、教育面でのそういった部分について伺います。

○（教育）教育総務課長

学校図書館司書につきましては、昨年度から、銭函小学校に 1 名、松ヶ枝中学校に 1 名配置してございます。

この目的につきましては、市内の学校に司書を配置することで学校図書館を充実させまして、児童・生徒の読書習慣の確立を図ろうということで入れてございます。その中で、昨年度、常時司書がいるという状態から、いつでも貸出し、返却ができるようになったということで、また、児童・生徒のリクエストに対応できるようになったということがございますけれども、今、委員がおっしゃったような、学んだことですか、その時々で社会で話題になったことですか、そういったものを図書館司書が工夫しましてディスプレイをして、場合によってはポップをつける、よく書店でもしておりますけれども、そういったものをつくって児童・生徒が本を手にとるとききっかけづくりができるようにしたということで、かなり読書習慣が進んできたものと思っております。

その中で、今年度の事業につきましては、この銭函小学校、松ヶ枝中学校につきましては一定の整理ができたことから、松ヶ枝中学校については、近隣の最上小学校に週 1 回程度出張して図書の整理をする、そして銭函小学校の司書につきましては、桂岡小学校と張碓小学校に、これも銭函小学校に籍を起きながら、月 1 回ですとか、あるいは週 1 回というペースで整理をしている最中でございます。この中で、今年度につきましては、データベース化のソフトを入れましてバーコード化に取り組んでいるところでありまして、これにつきましてはまだやっている最中ですが、これらの成果を今年度実証しまして、来年度以降についてはどのように整備を進めていくかについて検討していきたいと考えてございます。

○安斎委員

たまたま私の知り合いがその司書でございまして、いろいろ話を聞くと、やはり自分たちもその感触を得ているということがすごくうれしいようで、どんどんやっていきたいというふうになってはいるのですが、今年度になってからは出張もあるということで、昨年度よりもやってきたことが結構、多くなってしまって、もし教育委員会としてそういったことを増やしていくとか、学校をもっと増やしていくのであればやはり人数が欲しいと、しっかり子供たちの教育をサポートするためにはやはり人数が必要だという声をいただいております。議事録などを読むと、平成26年度の部分で検証をしてから次年度どうするかということを考えたいということでありましたけれども、ぜひ一度、現在いる司書とも話をし、現状を見て、次年度以降の取組を強化するなりしていただきたいというのが私の考えでございますので、それについてももし見解がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○（教育）教育総務課長

今年度につきましては、司書の 2 人と会議を既に 3 回程度持ちまして、どういった問題点あるかということも踏まえて検証しているところでございます。そういった中で、現場の司書の意見も聞きながら、また、図書館司書もその中に入れて会議を持っておりますので、そういった意見も聞きながら、今後どういう方向で進めていけばいいのか、また今回、検証している状況で無理がないのかどうか踏まえて、また考えていきたいと思っております。

○安斎委員

よろしく願いいたします。

◎病児・病後児保育について

次に、病児・病後児保育について伺います。

代表質問でも質問させていただいたのですが、私の今回の質問の仕方も悪かったのかもしれませんが、答弁で若干そのニュアンスが変わったというか、少し今までよりも後退したのではないかというふうな感覚を得たものですから、いま一度、病児・病後児保育への取組についての市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

本会議で申し上げた内容と重複しますが、市内に小児科医が少ない関係でありますとか、現状として開設に適した施設がないこと、それから新たな施設整備の場合、相応の財政負担が生じること、また運営に関して国の

補助水準が低額である、主にこういうことが困難となっている理由ということで申し上げたところであります。

一つ一つ独立しているわけでもなくて関連のある課題なのですけれども、それぞれのハードルが高い面もございます。小児科医の問題では、以前に市内の一部の医師からお話を伺ったときに、なかなか絶対数の問題であるとか、それからまた、新たに小児科の医師が転入してくるかどうかということも極めて難しさがあるというふうに伺っております。そのほかも、それぞれそのハードルの高さがあります。

そういったような現状ではありますけれども、また一方では、この病児・病後児保育の関係というのは、親が就労している際に子供が病気になってしまう、それはこれからも永続的に続く課題だろうと思っておりますので、そうしたことに対する取組というのはやはり必要なこと、それも基本的な認識としてございます。ハードルは高いのですけれども、場合によっては状況の変化ということも将来的にあり得るかもしれませんので、そのハードルの高さゆえに諦めているわけではないという、そういう認識を持っております。

○安斎委員

現在は、代替案としてファミリーサポートセンターで対応しているということです。

ただ、現状、議事録などを読むと、道内平均に合わせて8時間で4,800円の負担を強いているという状況でありますけれども、この理由としては、10市平均するとそのぐらいの規模で、小樽市の使用料・手数料に関しては10市平均でやっていくのだということではございますが、全部が全部10市平均でなくてもいいのかなと私は思っております。子育てとか、教育とか、そこを重点的にやるということであれば、病児・病後児保育だけではないのですけれども、それも含めて、10市平均ではなくて、ほかの都市よりも、このまちは子育て環境がいいですよというふうに訴えられるようにしていただきたいと思っているのですが、まず現在の負担の状況等を含めて、どのような見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターの利用料の関係でございますけれども、今お話がございました以前の議会での質問の中で、病気の子供を預かった際の道内で実施しています7市の平均額が4,600円ほどでございました。それに対し本市は4,800円ほど、これは8時間預かった場合の例でございますけれども、そういった水準であります。

それから、日常の預かりということでは、病気の場合より安い料金でありますけれども、この7市を平均いたしますと大体630円ほどです、1時間預かった場合ですけれども。本市は600円ということで、おっしゃいましたように、ほぼ平均的な水準にはなっております。

このほか、先ほどの病気の際の預かりでは、助成措置を行っているのは、7市中3市ございます。本市においても、ひとり親世帯、それから市民税の非課税世帯については、通常の預かりと病気の際の預かりと差額を助成しております。こうしたような内容からいまして、現時点で改めてまた見直すというのは少々難しいかというふうに思っております。

○安斎委員

今、子ども・子育て会議が進んでいる中で、この取組もその中の項目に入っていましたし、本当は次世代育成プランの中に、平成26年度に設置ということになっていましたので、本来であれば設置に向けて進んでいただきたいとは思っているのですけれども、なかなか高いハードルがあるということでもありますし、その子ども・子育て会議の中でも、ニーズ調査なりをして今後取り組んでいかれるということですので、各会派からも話がありますし、私からもお願いをさせていただきますが、その辺をトータル的に考えて、小樽市の子供をいかに安全・安心に育てられるかということを基本に、ぜひこの取組を進めていただきたいと思います。これについては、これで終わります。

○カジノ誘致について

最後に、カジノ誘致に関連して、市長に質問をさせていただきたいと思います。

今朝、北海道新聞に「カジノ反対8割超」という記事がありました。これは一部分のアンケートなので、一概に

全部、8割も反対しているというわけではないというふうには思っておりますが、市民の中には、カジノがいいかどうかではなく、そもそもそれが賭博だから反対なのだという声の方が多くいらっしゃいます。私も、そうやって言われることがあります。これはやはり市長や市として説明がかなり不足している部分があるからそういうふうな声になっているのだと認識しております。市長の公約になかったところから、いきなり誘致するということが明らかになりまして、市民の中には、公約に載っていないのになぜ市民に説明もなしに誘致を決めるのだと、それで不信感が生まれて、そのカジノ自体もう反対なのだという声につながっていると、私は周りを歩くとそういうふうに言われます。

何が言いたいかというと、実際、市民の方はカジノがわからないのです。わかる方はごく一部だと思います。行ったことがある人は、たぶん、そんなに多くないと思っています。私は、留学しているときにカナダとアメリカのコロラド州のカジノに行ったことがあります。カナダのカジノは、学生でも簡単に入れるところでした。少額で少し遊ぶ程度のカジノだったので、そういったところがあるのだなと。コロラド州に限っては、20歳以上でなければ入れないというふうに言われていたのです。その当時、私は19歳だったのですけれども、IDを見せなくても入れました。ただ入って、どんなものかやってみようかと思ったのですけれども、やり方がわからなくて、そこにいるスタッフに話を聞いたら、やり方がわからないのなら、おまえは20歳以上ではないだろうと、IDを見せろと言われてまして、それで追い出された経緯があるのですけれども、そういった記憶しかございません。経験したと言えないことでもあるのですけれども、ただカジノに反対とか賛成とか、そういうわけではなくて、カジノが来たらどのようなメリットがあるのかと、どのような問題があるのかということをもっと細かく説明責任を果たして行って、そして住民合意をとっていただきたいと、それが私の考えでございます。

ただ、そんな中でも私が少々危惧というか、何でそうなるのかなと思うのは、私たちが政策提案をしても、そのメリット・デメリットは十分調査して検討してまいりたいという答弁ばかりなのに、カジノに関してはまだ国会審議中で何もわからないまま誘致はしていきたいと、そういうところが少々おかしいのではというふうに思っております。国会でIR推進法が成立してから市長は説明をしていきたいということでもありますけれども、今回のアンケート調査も受けて、やはりもっと前に市民に説明をしっかりしていただきたいと。国会審議が出た後にまた、そういったことで出たからこういう考えもあるというふうに、市長は市民と語る会とか、そういったことにかなり足を運ばれており、行動力がある方なので、説明責任を果たして、その上で市民が反対、賛成と決めていけるのであれば、私はその進め方のほうがよろしいかというふうに思っております。最後に、市長、見解をお聞かせいただければと思います。

○市長

安斎委員の質問にお答えしたいと思うのですけれども、少々誤解しているところがあると思うのですが、私はカジノ誘致という話は一つも公の場でしたことはないと思うのです。IR、カジノを含む統合型リゾート施設の誘致をしたいということを申し上げているのであって、カジノ誘致をしたいということは一言も公の場で話をしたことはないだろうというふうに思うのです。そのことをしっかり誤解のないように理解していただきたいのですが、ただ、今、安斎委員がおっしゃるように、今までその問題について聞かれたときには、まだ国でIR推進法について議論しているところであって、この法律がしっかりできていない中でそういう私の考えを申し上げられない。したがって、市民の皆さんを含めて、このIR推進法が成立したときにはきちんと私としては説明を申し上げたいというふうに今まで来たところであります。

ですから、その統合型リゾート施設というのは具体的にどういうことかという、例えばレストランがあるとか、ショッピングモールがあるとか、あるいはホテルがあるとか、会議場も国際会議ができる会議場であるとか、あるいは展示施設であるとか、あるいは劇場、ショーですとか、ショーというのは音楽、ダンスを含めたショーですけれども、それからスポーツ施設があるとか、そういうトータル的な複合施設なのです。

ところが、マスコミの皆さんもそうですけれども、どうもそのところを切り離してしまって、カジノだけについて、カジノは治安が悪いとか、青少年に影響があるとか、あるいは依存症があるとか、そういうことばかり取り組んで、報道してしまうのです。今回、安齋委員がおっしゃった今朝の北海道新聞の賛成、反対という記事は、あれはカジノだけを言っているのだと思うのです。だから、本当に私が申し上げている I R の問題についてどこまできちんとわかった上で、ああいうアンケートをやっているのかという、そのところが非常に疑問でございます。

私は、トータル的に I R、統合型リゾートということですから、ただ、今、国も、この秋の臨時国会で I R 法についていろいろと、推進法でしょうか、これは実施法ですとか、いろいろなことがありますから、簡単に一つの国会では決まらないだろうというふうに思いますけれども、そういった中で日本でも、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて何とかカジノを含めた I R を、この法律をつくらうということで、先般も安倍総理大臣がシンガポールに行ってきたというふうに言っております。私も、国もそうですけれども、統合型ですから、やはりその近代的なリゾートであるシンガポール、これが一つの模範になるのかなというふうに思っております。シンガポールで言うと、今、リゾートのほうも第一級リゾートということで世界的にも大変注目されているようでございます。それで、シンガポールを例にしますと、大体全体で50ヘクタールとか、大変な面積でございます。これはゴルフ場とか、そういうのは入っていないと思いますけれども、その中でカジノ施設の面積というのは、本当に2.5パーセントとか3パーセントぐらいの面積なのです。残りの九十何パーセントはリゾート施設なのです。そういったことをしっかり理解していただきたい、こういうふうに思っております。

今、国で I R 推進法が上程されるという、昨年の12月の臨時国会のときに上程はされたのですが、審議されておきませんので、今度は本当にしっかり審議されるのだろうというふうに思いますが、そういった中で世界各国から I R オペレーター、I R オペレーターというのは日本はまだできませんから、よその国でこの I R を経営している、事業として進めているオペレーターが私のところへも何人も来ており、何社もお見えになっております。そういった中で言うと、小樽はやはり新千歳空港からのアクセスがいいとか、あるいは海があるとか、あるいは自然に恵まれているとか、そういった中で進めていきたいというふうに思っている。それで、そういったオペレーターの皆さんがおっしゃるのは、やはりホテルとしては1,500人ぐらい収容できる、そういう規模のホテルがいいね、あるいは劇場としては2,000人ぐらい収容できる劇場をつくるといいねなど、いろいろなことを言っているのです。そんなことを考えたときに、雇用量ということを考えたら大変な数字になります。何千人ではないかもしれないのです。万になるかもしれないのです。雇用がそういう形になります。それから、やはり経済効果が当然出てくると思います。

したがって、私としては、I R、統合型リゾートの施設を何とか誘致したいということで言っているのであって、何か皆さんが、マスコミを含めて、カジノだけを取り上げて、カジノ誘致をしていると、中松はカジノを誘致しているというふうな、そういう捉え方をしておりますけれども、私は決してそういうことではございません。それと、やはり人口問題を考えたときには、今申し上げた雇用の関係だとか、あるいは経済効果の問題だとか、いろいろなことを考えると、何としてもこの小樽に誘致をしていきたい、こういうふうに思っておりますので、理解をしていただきたいと思います。

それから、昨年、北海道知事のところに、この I R の誘致についてぜひ小樽にということで私は要望いたしました。要望書の中にカジノという言葉は一つもございませんから、そこをしっかりと理解をしていただきたいというふうに思っております。要望書の中には、カジノという三文字は一つも入っていません。ですから、私としては、無論、カジノを含むということを言っておりますから、カジノがないわけではありませんけれども、そういうことで、今、取り組んでおります。しかし、これは、くだいですが、まだ I R 推進法が国で決定されておきませんので、どういう形で国が決定されるのか、それに基づいて市民の皆さんにお話をしていきたいというふうに思っております。決してカジノだけを取り分けて申し上げていることではございませんので、そこだけを御理解いただけれ

ばと思います。

○安齋委員

一言だけ。私もカジノ、カジノと話しておりましたけれども、市長は I R 推進法と、I R、I R とおっしゃっています。要は、言い方でもあるのですけれども、カジノは入っているということで、それを理解してくれないからどうだではなくて、やはり理解してもらうように市民の方にはきちんと説明責任を果たしていただきたい。まずはそこからだと思っておりますので、その要望書にカジノという文字が入っていなかったのにカジノが出たとかではなくて、市民の感情としては、市民の声を聞かないで誘致を決めたということにまず不信感を持っていると、そこだけは認識していただいて、今後、そういった国の部分もありますから、それ以降、きちんと責任説明を果たしていただきたいと、それが私の考えでございます。

○市長

私はカジノを誘致したと一つも言っておりませんので、ですからそれを説明責任がないということは、私は違うと思います。I R リゾート施設の誘致をやっているだけであって、カジノを誘致しているわけではありませんから。先ほども言いましたけれども、リゾート施設の全体の面積を100とすれば、シンガポールあたりは2.5パーセントとか3パーセント、そういう比率でございますので、そののところもよく御理解をいただければと思います。

○安齋委員

2パーセントとか3パーセントとかではなく、やはりカジノがあるということにまず市民は不信感とか、よい、悪いとかという感情が入ってしまうので、それについてはきちんとそういった説明をしっかりとさせていただきたいというふうに思っておりますので、面積が2パーセントだからよいとか悪いとかではないというふうに思っていたきたいと思います。

○市長

くどいですが、I R 推進法が国会を通過して国でそういったことを決めたときには私は説明をさせていただきますということですが、2パーセント、3パーセントのところではなくて、私は98パーセント、97パーセントのところは市民にとってプラスであるということを大きく伝えたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

(発言する者あり)

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。